

平成 23 年度予算 補助金等支出一覧

1. 補助金等支出一覧
2. 新規補助金等概要シート

本一覧は、一般会計、政令等特別会計、準公営企業会計歳出の
〔細節〕補助金、〔細節〕児童生徒就学費補助金、〔細節〕奨学費補助金、
〔細節〕信用保証協会補助金、〔細節〕利子補給金
について掲載している。

なお、財団法人は（財）、公益財団法人は（公財）、社団法人は（社）、
株式会社は（株）、社会福祉法人は（社福）、NPO法人は（特非）、
独立行政法人は（独）、学校法人は（学）と表記している。

大阪市

1. 補助金等支出一覧(平成23年度予算)

一般会計

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位:円)

所管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度支出予定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
政策企画室秘書部 企業誘致担当	企業・大学等立地促進助成金	進出企業等	704,439,000	5	416,429,000	432,084,000	大阪市の定める重点産業分野の企業等が建設等により、市内に新たな事業所を開設する場合には、建設費等の一部を助成することにより、市内への企業立地を促進し、市内企業の取引機会の拡大及び新産業の育成・振興、雇用機会の創出を図ることによって、大阪の都市再生及び経済の活性化に資することを目的とする	〔基本型〕 重点産業分野の事業所を市内に建設して開設する場合には、建設等にかかる経費の一部を助成する 〔大型特例〕 重点産業分野の中でも特に成長が見込まれる産業分野で大規模先端工場を「産業集積促進地域」(住之江区平林北地区)に建設して開設する場合には、建設等にかかる経費の一部を大阪府と協調して助成する 〔本社特例〕 市内に新たに先端産業の企業本社を立地・拡充する場合には、建物賃借料の一部を助成する	H16	H23
総務局行政部 総務担当	学校法人に対する補助金	(財)大阪府私学総連合会	26,500,000	1	26,500,000	26,500,000	学校教育における私立学校の果たす役割に鑑み、その健全な発達に資するため	本市内に学校・幼稚園を設置する学校法人に対し、学校教育の目的達成のために必要な教具・施設の整備、ならびに学校の維持運営に必要な経費を交付する(予算の範囲内で、校種や児童生徒数に応じ配分)	S27	H23
総務局行政部 総務担当	義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金	(学)大阪朝鮮学園	26,500,000	1	26,500,000	27,000,000	義務教育に準ずる教育を実施する各種学校の果たす役割に鑑み、その健全な発達に資するため	朝鮮学校における学校教育の目的達成のために必要な教具・施設の整備、ならびに学校の維持運営に必要な経費を交付する(予算の範囲内で申請額が予算額未満の場合は申請額をもって限度とする)	S62	H24
総務局行政部 総務担当	義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金	(学)大阪中華学校	1,000,000	1	1,000,000	1,000,000	義務教育に準ずる教育を実施する各種学校の果たす役割に鑑み、その健全な発達に資するため	中華学校における学校教育の目的達成のために必要な教具・施設の整備、ならびに学校の維持運営に必要な経費を交付する(予算の範囲内で申請額が予算額未満の場合は申請額をもって限度とする)	H8	H23
総務局行政部 総務担当	北方領土返還運動推進大阪府民会議補助金	北方領土返還運動推進大阪府民会議	180,000	1	180,000	180,000	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため	北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要な経費を交付する(予算の範囲内で申請額が予算額未満の場合は申請額をもって限度とする)	S57	H23
総務局行政部 公立大学法人担当	公立大学法人大阪市立大学施設整備費補助金	公立大学法人大阪市立大学	26,914,000	1	26,914,000	0	公立大学法人大阪市立大学が実施する施設整備事業への補助を行うことにより、安定的かつ市政に貢献する大学運営に資するため	公立大学法人大阪市立大学が実施する施設整備経費について、必要な額の範囲内で公立大学法人大阪市立大学へ補助金として交付	H21	H51
市民局市民部 地域振興担当	大阪市地域振興大会・大阪市赤十字奉仕団大会事業補助金	大阪市地域振興大会(大阪市赤十字奉仕団)	4,070,000	1	4,964,000	4,789,873	組織の連携強化と交流、意識の交流化を図り、本市の行政運営に対し、さらなる理解の深化や協力の促進にもつなげるため本市にとっても有意義であるため	大阪市地域振興大会大会・大阪市赤十字奉仕団大会に対して補助	H15	H25
市民局市民部 地域振興担当	大阪市地域集会施設設置補助金	地域住民団体	78,000,000	4	78,000,000	36,500,000	心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資するため、地域住民団体が行う地域集会施設の設置に要する経費の一部を補助する	地域住民団体が地域集会施設を設置する際に要する経費の一部を補助する 限度額1,950万円	S50	H24
市民局市民部 地域振興担当	大阪市地域集会施設改修整備補助金	地域住民団体	5,500,000	5	5,500,000	3,614,000	おおむね小学校区の地域住民団体により管理運営される地域集会施設の老朽化等によって行う改修・補修もしくは整備に要する経費を補助する	地域住民団体により管理運営される地域集会施設の改修・補修の際に要する経費の一部を補助する、補助率1/2・限度額110万円	H2	H25

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
市民局市民部 地域振興担当	ポートピア梅田環 境整備事業補助金	北区における地域 住民団体	122,119,000	6	211,600,000	0	ポートピア梅田のある北区における住民主体の まちづくりを支援することにより、地域の活性化 をはかる	北区地域振興会連合振興町会等が行う環境整備 事業に対して補助	H22	H24
市民局市民部 市民活動担当	大阪市ボランティ ア活動推進事業費 補助金	(社福)大阪市社会 福祉協議会	13,862,000	1	15,180,000	5,244,604	ボランティア活動情報誌の発行経費を補助する ことにより、社会福祉分野を含むボランティア 活動への参加の促進を図り、市民主体のまちづ くりを推進する	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会が発行する ボランティア活動情報の提供や普及啓発を目的 とした情報誌に対し、発行にかかる必要かつ最 低限の経費について、予算の範囲内で全額補助 する	H18	H25
市民局市民部 市民活動担当	市民活動活性化推 進事業補助金	市民フォーラムお おさか実行委員会	1,491,000	1	1,657,000	1,815,000	市民活動の意識の醸成、地域コミュニティの活 性化など、市民主体のまちづくりの推進を図る ため	市民フォーラムおおさか実行委員会が実施する 市民活動活性化推進事業に要する経費について 事務経費の1/2を上限に補助を行う	H16	H25
市民局市民部 市民活動担当	大阪市市民活動推 進基金補助金	市民活動団体	4,100,000	7	3,500,000	2,500,000	市民活動の促進のため	市民活動推進基金を活用し、大阪市市民活動推 進基金団体登録要綱に基づきあらかじめ登録さ れた市民活動団体の公益的な活動に対し、補助 対象経費の1/2を上限に補助を行う	H19	H25
市民局市民部 安全まちづくり担当	大阪府防犯協会連 合会に対する補助 金	大阪府防犯協会連 合会	5,000,000	1	5,000,000	5,000,000	大阪市内における防犯意識の高揚を図るために 地域安全運動を実施している当連合会を支援 し、安全で安心して暮らせるまちづくりを促進 する	大阪府防犯協会連合会の実施する以下の事業に ついて、経費の1/2を上限として補助を行う ・「地域安全活動」事業 ・「少年非行防止活動」事業 ・広報事業	S30	H24
市民局市民部 安全まちづくり担当	大阪市保護司会連 絡協議会(犯罪予防 活動事業)補助金	大阪市保護司会連 絡協議会	1,200,000	1	1,200,000	1,200,000	保護司会による犯罪予防活動の推進強化を図る ことにより、安全なまちづくりの促進に寄与す ることを目的とする	保護司会が実施する街頭での一斉啓発活動など 犯罪予防活動事業について、経費の1/2を上 限として補助を行う	H20	H24
市民局市民部 安全まちづくり担当	大阪市青色防犯パ トロール活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	100,000	2	100,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロー ルを新たに実施しようとする団体に対して、パ トロールの実施に必要な経費の一部補助を行 い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯 罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガ ソリン代等)の一部補助	H21	H25
市民局市民部 安全まちづくり担当	大阪市街頭犯罪多 発地域防犯カメラ 設置補助金	街頭犯罪多発地域 内にある対象駅周 辺の町会	237,600,000	154	0	0	街頭犯罪多発地域に防犯カメラの設置経費の補 助を行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯 カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減 少を図る	街頭犯罪多発地域に設置された防犯カメラの設 置経費を補助する 上限 30万円	H23	単年度
市民局市民部 安全まちづくり担当	カーナビ用盗難防 止ネジ取付費補助 金	カーナビ用盗難防 止ネジの取付を行 う事業者	11,500,000	120	0	0	部品ねらいの約半数を占めるカーナビの盗難防 止対策として、盗難防止ネジの取り付け費用の 一部補助を行い、地域におけるカーナビの盗難 被害を未然に防止し、部品ねらいの減少を図る	カーナビ盗難防止ネジの取付費用の一部補助 補助対象経費：2,000円 補助率：50%	H23	単年度
市民局市民部 雇用・勤労施策担当	就職困難者等の就 職に向けた支援が 必要な人に対する 就業支援事業補助 金	(社)おおさか人材 雇用開発人権セン ター	4,871,000	1	4,871,000	5,493,000	就職に向けた支援が必要な人が雇用・就労に結 びつきにくい状況の中で、本市施策を補完する ものとして、就職に向けた支援が必要な人の安 定的な雇用の確保を図ることを目的として補助 する	就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援 に理解のある企業・事業所を相当数以上会員等 とする団体が、その会員等の協力のもと実施す る事業に対する補助	H14	H23
市民局市民部 男女共同参画担当	大阪市男女共同参 画推進にかかる地 域女性団体活動補 助金	大阪市地域女性団 体協議会	3,354,000	1	3,354,000	3,249,899	市民との協働による男女共同参画社会の実現に 向け、地域を基盤とする女性の団体活動の充 実・発展が重要であることから、市内居住の女 性によって構成され、市域全体に広く組織を有 し、学習と市民活動をとおして女性の地位向上 と男女共同参画に取り組む大阪市地域女性団体 協議会の活動に対し補助金を交付する	大阪市地域女性団体協議会の活動の内、男女共 同参画推進のための各種事業(地域環境美化活 動、調査研究事業、交流研修事業、女性大会開 催等)に対して補助	S33	H23

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
市民局市民部 消費者センター	大阪市消費生活合 理化協会運営補助 金	大阪市消費生活合 理化協会	1,230,000	1	1,230,000	1,230,000	消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行う大阪市消費生活合理化協会の育成を図る	大阪市消費生活合理化協会の運営費について補助	S41	H25
市民局人権室 推進担当	大阪第一人権擁護 委員協議会事業補 助金	大阪第一人権擁護 委員協議会	2,300,000	1	2,300,000	2,293,213	大阪市民に対する人権侵害事象への対応や人権相談、情報収集・啓発など、自由人権思想の普及高揚と、人権侵害の排除・救済を目的として活動しており、本市の人権施策と合致するとともに非常に有意義なものであるため	啓発・広報活動費をはじめとした、当協議会の活動に要する経費に対し、補助金を交付している	S25	H25
市民局人権室 推進担当	「大阪人権博物 館」運営費補助金	(財)大阪人権博物 館	51,323,000	1	59,878,000	59,823,604	「人権尊重の社会づくり条例」に基づく市民の人権意識の高揚等啓発に関する事業として大阪府と連携して補助金を交付する	人権問題に関する資料を公開、展示するとともに、人権教育・啓発または人権学習の場である大阪人権博物館の運営費等に対して補助する	S60	H25
中央区役所 総合企画担当	大阪市中央区「商 い体験」事業補助 金	ミナミ地区（概ね 中央大通、谷町 筋、区境で囲まれ た地区）の商店会	2,000,000	2	2,000,000	354,000	商店街の活性化と個性的で魅力的な商店街づくりを推し進めるミナミ地区の商店会等によって観光集客とミナミ地区の魅力を発信するために実施される「商い体験」事業を大阪市中央区が支援し、ミナミ地区の観光発展・経済振興に資する	ミナミ地区の商店会を対象として、「商い体験」事業、または、ミナミ地区の魅力を発信するために実施する事業の経費（会場費、謝金、広告宣伝費等）のうち1/2の補助率で上限1,000千円補助する	H21	H23
此花区役所 総合企画担当	此花区まちづくり 支援事業補助金	公益的なまちづく り事業をおこなう 団体	600,000	6	600,000	0	まちづくりを推進する団体の具体的活動・事業に対して、補助金を交付することにより、団体のきめ細かな地域ニーズを反映した活動への支援や、区の特性を生かした事業の創出が期待され、ひいては区民自らのまちづくり活動への参加促進を促すものであるため	地域団体、ボランティアグループ、NPOなどがおこなっているまちづくりに関する公益的的事业で、その具体的な活動や企画が、区及び地域の活性化に資すると勘案される事業に対し、補助対象経費の1/2以内で、かつ1事業あたり100千円を限度として補助金を交付する	H22	H23
港区役所 地域活動支援担当	市民協働による港 区の元気な地域づ くり事業補助金	地域（小学校下）	1,000,000	5	0	0	港区内の小学校下における地域課題の解決に向けた地域独自の取組みに対して支援を行い、地域内での主体的な連携・協働を促進する	小学校下における地域課題の解決に向けた地域独自の取組み（新規・拡充）に対する補助金 補助限度額：200,000円 補助率：1/2 補助限度期間：3年（予定）	H23	H25
港区役所 地域活動支援担当	港区地域活動協 議会運営補助金	地域活動協議会 （区が認める準備 組織含む）	300,000	1	0	0	地域の将来像を共有しながら地域活動や課題解決に向けて、小学校区等地域において市民の主体性のもと地域団体・企業等や多様な人材が集まる、地域活動協議会を市内全域に形成するために、その設立・運営、活動が軌道に乗るまでの初期段階において助成を行う	「地域活動協議会」の立ち上げ時及び初動期に、必要な備品、その他協議会運営に必要な経費を助成するため補助金を交付する 補助期間：3年 補助対象限度額：1年目：30万円、2年目：20万円、3年目：10万円 補助率：100%	H23	H25
天王寺区役所 市民協働担当	天王寺区地域活動 協議会運営補助金	地域活動協議会 （区が認める準備 組織含む）	900,000	3	0	0	地域の将来像を共有しながら地域活動や課題解決に向けて、小学校区等地域において市民の主体性のもと地域団体・企業等や多様な人材が集まる、地域活動協議会を市内全域に形成するために、その設立・運営、活動が軌道に乗るまでの初期段階において助成を行う	「地域活動協議会」の立ち上げ時及び初動期に、必要な備品、その他協議会運営に必要な経費を助成するため補助金を交付する 補助期間：3年 補助対象限度額：1年目：30万円、2年目：20万円、3年目：10万円 補助率：100%	H23	H25
東成区役所 地域振興担当	東成区地域活動協 議会運営補助金	地域活動協議会 （区が認める準備 組織含む）	600,000	2	0	0	地域の将来像を共有しながら地域活動や課題解決に向けて、小学校区等地域において市民の主体性のもと地域団体・企業等や多様な人材が集まる、地域活動協議会を市内全域に形成するために、その設立・運営、活動が軌道に乗るまでの初期段階において助成を行う	「地域活動協議会」の立ち上げ時及び初動期に、必要な備品、その他協議会運営に必要な経費を助成するため補助金を交付する 補助期間：3年 補助対象限度額：1年目：30万円、2年目：20万円、3年目：10万円 補助率：100%	H23	H25

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
東成区役所 市民協働担当	東成区未来わがまち ビジョン活動補助 金	東成区未来わがまち 推進会議を構成 するテーマごとの 各分会	800,000	4	1,000,000	787,104	より魅力ある東成区の地域社会を築くため、市民が東成区未来わがまちビジョン活動の趣旨に共感し、お互いに助け合いながら、主体的に実施する、より豊かな暮らしづくり、まちづくり、人づくりを推進する取組みに対して補助金を交付する	公募区民委員等で構成する東成区未来わがまち推進会議の各分会が、東成区内において行う、東成区未来わがまちビジョンに掲げるまちづくり活動を補助対象事業とし、補助額は補助対象経費の1/2以内、20万円を上限としている	H18	H25
鶴見区役所 区民企画担当	地域活動協議会運 営助成事業補助金	地域活動協議会 (区が認める準備 組織含む)	300,000	1	0	0	地域の将来像を共有しながら地域活動や課題解決に向けて、小学校区等地域において市民の主体性のもと地域団体・企業等や多様な人材が集まる、地域活動協議会を市内全域に形成するために、その設立・運営、活動が軌道に乗るまでの初期段階において助成を行う	「地域活動協議会」の立ち上げ時及び初動期に、必要な備品、その他協議会運営に必要な経費を助成するため補助金を交付する。 補助期間：3年 補助対象限度額：1年目：30万円、2年目：20万円、3年目：10万円 補助率：100%	H23	H25
西成区役所 生活支援担当	一人ひとりが安心 して暮らせるまち 「わがまち西成」 つながりづくり事 業補助金	区内地域団体及び 地域団体から構成 される団体	234,000	2	234,000	351,000	区民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを進めるうえで、“人と人とのつながりづくり”が必要であり、その中でも単身高齢者や障害者、子ども等、社会的援護を要する人々と地域とのつながりを形成できるような地域住民主体のイベント活動に対し補助金を交付する	単身高齢者（生活保護者含む）・障害者・一人親家庭の子ども等が参加できる地域住民主体のイベントに対し、設備や広報等を補助対象経費として、補助対象経費の1/2又は117,000円を上限として補助を行う	H20	H23
計画調整局 都市再生振興部 大阪駅周辺等 開発担当	大学等立地促進助 成金	進出大学等	65,765,000	4	43,033,000	8,470,000	大学等が建物の建設もしくは賃借、または取得した建物等への設備投資により、市内に新たな大学等を開設する場合に、建設費・賃借料等の一部を助成することにより、市内への立地を促進し、創造人材の育成・交流を図り、もって大阪の都市再生及び経済の活性化に資することを目的とする	〔基本型〕 大学等が事業用建物を市内に建設して開設する場合に、建設等にかかる経費の一部を助成する 〔大学特例〕 大阪市の都市再生を進める上で不可欠な創造人材の育成に資する大学等（サテライトを含む）を設置する場合に、建物賃借料(外国大学については、教員等の渡航費等も含む)または設備投資にかかる経費を助成する	H16	H23
計画調整局 都市再生振興部 大阪駅周辺等 開発担当	エリアマネジメン ト支援事業補助金	大阪駅北地区先行 開発区域民間事業 者等	6,000,000	1	0	0	民間事業者等が中心となり実施するエリアマネジメント事業の初期段階に支援を行うことで、効果的な事業の推進・実現を図り、当地区における魅力あふれる持続的なまちの実現や、本市都市再生に資することを目的とする	まちづくりに係る民間事業者等を対象とし、公民が連携して実施するエリアマネジメント事業の計画策定・社会実験等にかかる経費に対して2/3の範囲内（国・市）で補助を行う	H23	H25
計画調整局 都市再生振興部 科学技術振興担当	環境・エネルギー 関連技術の実用性 検証支援事業補助 金	大阪地域における 大学のうち、太陽 光発電やリチウム イオン電池など、 グリーンテクノロ ジーに関する研 究・技術シーズを 保有している大学	20,000,000	10	0	0	大学が有する、優れた研究・技術シーズを発掘した上で、当該シーズに対して研究開発費（実用性検証にかかる経費）を補助し、産業界との本格的な共同研究が着手できる水準にまで引き上げることを目的とする	大学が有する優れた研究・技術シーズを対象とし、実用性検証にかかる経費に対して1/2の範囲内で補助を行う	H23	H25
計画調整局 計画部 交通政策担当	コミュニティ系バ ス運営費補助金	コミュニティ系バ ス運行事業者（大 阪市交通局）	1,513,422,000	1	1,586,548,000	1,657,076,000	大阪市の総合交通体系の確立を目指す中で、十分な需要がなく、採算性の確保が困難であるものの、地域住民の日常生活に必要な乗合バス（＝コミュニティ系バス）サービスについて、その運行の維持に必要な経費の一部を助成することによって、安定的かつ継続的なバス交通の確保を図るとともに、市民の日常生活の利便向上及び福祉の増進等に寄与する	補助対象は「補助金交付要綱」に定める要件を満たす「コミュニティ系バス路線」で、コミュニティ系バス運行事業者に補助金を交付する補助金額は、前々年度の実績値に基づき民営バス事業者が担当した場合のコスト等も勘案して算定する	H16	H24

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
計画調整局 計画部 交通政策担当	鉄道駅耐震補強事業費補助金	耐震補強事業を行う鉄道事業者又は軌道経営者	55,000,000	2	20,084,000	83,902,082	鉄道駅耐震補強事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、主要な鉄道駅の耐震補強を実施し、鉄道駅利用者の安全の向上を図る	今後発生が予測される大規模地震に備え、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急実施を図る事業に対して、国等と協調し補助金を交付する	H19	H25
計画調整局 計画部 交通政策担当	大阪外環状線整備事業費補助金	大阪外環状鉄道(株)	41,000,000	1	159,490,000	85,384,960	大阪外環状線の整備を促進する	大阪外環状線の整備に要する経費に対して、国の幹線鉄道等活性化事業費補助制度に基づき、国等と協調し補助金を交付する	H8	H24
計画調整局 開発調整部 開発計画担当	大阪シティアターミナル内公的施設管理運営補助金	(株)湊町開発センター	431,000,000	1	441,000,000	451,000,000	大阪シティアターミナル内に設置された公的施設のうち、特に非収益性・低収益性を有する「バスターミナル」及び「公共通路」の管理運営に係る費用に関し補助金を交付することで、OCATの公的機能を維持することを目的とする	「バスターミナル」及び「公共通路」の公的施設の保守管理費や光熱水費といった管理運営及び公共施設の機能を維持するために必要な経費を補助対象とし、OCAT補助事業に係る当該年度予算の範囲内を限度とする	H10	H23
計画調整局 開発調整部 開発計画担当	大阪ドーム公的施設管理運営補助金	(株)大阪シティドーム	38,387,000	1	38,387,000	38,387,000	(株)大阪シティドームが行う大阪ドーム外周に設置された公的施設の管理運営に係る経費に関し補助金を交付することにより、大阪ドームの公的機能を維持することを目的とする	公的施設であるドーム外周デッキの施設管理運営に係る経費を補助対象とし、補助事業に係る当該年度予算の範囲内とする	H13	H25
計画調整局 開発調整部 開発計画担当	大阪ドームアマチュアスポーツ施設利用に対する補助金	(株)大阪シティドーム	85,867,000	1	85,867,000	85,867,000	(株)大阪シティドームがアマチュアスポーツの振興に寄与するアリーナ貸館事業を実施するに際し補助金を交付することにより、大阪ドームでのアマチュアスポーツの振興を目的とする	アマチュアスポーツの施設利用に対する補助に係る当該年度予算の範囲内において ・大阪ドームアリーナをアマチュアスポーツに利用する際に徴収した使用料と、正規使用料との差額の1/2 ただし、正規アリーナ使用料金の合計の1/3を限度とする	H13	H25
計画調整局 開発調整部 まちづくり支援担当	まちづくり活動支援制度に基づく助成金	西中島まちづくり委員会 外	3,950,000	13	4,950,000	3,115,113	地域の実情に応じた住み良いまちづくりを市民と市が協力して推進するにあたり、住民等による自発的なまちづくり活動を支援することを目的とする	大阪市が認定したまちづくり推進団体に対し、活動に必要な経費の1/2以内で限度額30万円を5年間助成し、また、まちづくり構想策定年度(1回限り)は構想印刷配布経費を20万円(対象経費の2分の1)を限度に助成する(ただし、平成18年度以前の認定団体は補助率4/5、平成20年度以前の認定団体は限度額50万円)	H9	H24
計画調整局 開発調整部 まちづくり支援担当	大阪市鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業補助金	民間鉄道事業者	100,000,000	1	103,333,000	0	鉄道駅舎の可動式ホーム柵等の整備を促進し、鉄道駅利用者のプラットフォームからの転落等を防ぎ安全を確保することを目的とする	1日あたりの平均的な乗降者数が5,000人以上の駅において、可動式ホーム柵等のプラットフォームからの転落を防止するための施設整備を行う事業に対して、国と協調し補助金を交付する	H22	H24
計画調整局 建築指導部 監察担当	民間建築物等吹付けアスベスト除去等補助	一定の要件を満たす吹付けアスベストの除去等を行う者	9,338,000	56	14,000,000	3,190,000	既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調査・対策を実施する場合に要する費用の一部を補助することにより、アスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消することを目的とする	大阪市内の既存建築物にある露出した吹付けアスベストの含有調査や除去工事等を実施する場合に、一定要件を満たせばその費用の一部を補助する(含有調査：対象費用全額かつ上限金額25万円(ただし1試料あたりの上限は10万円)対策工事：対象費用の1/3かつ戸建住宅は上限金額20万円、分譲共同住宅及び一般建築物は上限金額100万円)	H18	H23
健康福祉局総務部 総務担当	大阪市保護司研修事業補助金	大阪市保護司会連絡協議会	800,000	1	800,000	695,211	大阪市内の保護司が犯罪者の適切な更生保護の取り組みの推進強化を図るために、必要な社会福祉等への理解を深めるための研修内容の充実を図り、公共の福祉に貢献することを目的とする	大阪市保護司会連絡協議会が主催する研修事業に必要な費用(研修経費及び施設研修経費)の1/2を上限とし、予算の範囲内で交付する	H20	H25

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
健康福祉局総務部 総務担当	大阪バイオサイエ ンス研究所運営補 助金	(財)大阪バイオサ イエンス研究所	626,027,000	1	638,035,000	576,487,942	大阪バイオサイエンス研究所がバイオサイエ ンスに関する研究調査をはじめ、研究者を養成す ること等の事業の運営に対し、その経費の一部 を補助することにより、バイオサイエンスの進 歩発展を促し、もって学術研究の進展、並びに 科学技術の振興に寄与することを目的とする	大阪バイオサイエンス研究所が行う、バイオサ イエンスに関する研究及び調査や研究者の養成 などの事業の運営に対して、その必要な費用の 全部又は一部について、予算の範囲内で交付す る	S61	H24
健康福祉局総務部 総務担当	大阪沖繩戦没者慰 霊塔「なにわの塔」参拝事業補助 金	(財)大阪府遺族連 合会	646,000	1	646,000	646,000	過去の大戦で最大の激戦地となった沖縄県糸満 市に建立された「なにわの塔」で追悼式をとり行 い、もって沖縄及び南方諸地域における戦没者 を追悼することを目的とする	(財)大阪府遺族連合会が行う大阪沖繩戦没者慰 霊塔「なにわの塔」参拝事業の運営に対して予算 の範囲内で交付する	S40	H23
健康福祉局総務部 総務担当	滞在外国人医療相 談事業補助金	(特非)AMD A 国 際医療情報セン ター	425,000	1	425,000	425,000	本市における外国人に対する医療の相談事業の 必要性が高まってきており、無料で情報提供す ることにより、滞在外国人の福祉の向上に資す ることを目的とする	日本に滞在する外国人または外国人を受け入れ ている医療機関等から、電話により医療・医事 相談を受け、言葉が通じる医療機関の紹介や、 医療・福祉制度の説明など情報を提供する事業 に対して、その必要な費用の一部について、予 算の範囲内で交付する	H6	H24
健康福祉局総務部 法人監理担当	民間社会福祉施設 職員給与改善費補 助金	大阪市管轄社会福 祉施設	74,525,000	8	93,340,000	46,775,407	民間社会福祉施設職員の処遇改善を図りあわせ て施設入所者の処遇向上に資するため	民間社会福祉施設のうち措置費等支弁対象施設 における国及び本市の定める配置基準内の職員 の給与について、本市格付基準と措置費格付基 準との差額を補助	S48	H23
健康福祉局総務部 法人監理担当	民間社会福祉施設 職員福利厚生事業 補助金	(財)大阪民間社会 福祉事業従事者共 済会	274,000	1	274,000	143,000	民間社会福祉施設等に従事する職員の福利増進 を図り、もって社会福祉事業の一層の発展に資 するため	財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会が 行う福利厚生事業に対して、補助金を交付	S49	H24
健康福祉局総務部 法人監理担当	民間社会福祉施設 職員等海外研修事 業補助金	大阪市社会事業施 設協議会	3,600,000	1	3,600,000	2,843,048	民間社会福祉施設職員及びボランティアリー ダーを海外に派遣し、社会福祉に関する高度な 専門知識、技能を修得させるとともに、国際的 視野を広めさせ、社会福祉事業の次代を担う有 能な人材の養成に資する	大阪市社会事業施設協議会が主催して毎年1回 民間社会福祉施設職員及びボランティアリー ダーを海外に派遣する海外研修事業に対して補 助金を交付	H2	H23
健康福祉局総務部 法人監理担当	民間施設整備資金 利子補助金	大阪市管轄社会福 祉施設	30,284,000	47	41,344,000	49,040,000	民間社会福祉施設の振興を図るため、社会福祉 法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入 れた整備資金に係る利子の支払に要する資金の 補助	社会福祉法人等が社会福祉施設を整備するにあ たり、独立行政法人福祉医療機構から借り入れ た資金に対する利子のうち、2%を超える部分 を補助している なお、平成16年度より新規の取扱いを取りやめ ている	S47	H31
健康福祉局 生活福祉部 地域福祉担当	大阪市地域福祉活 動推進事業補助金	各区社会福祉協議 会	369,516,000	24	526,604,000	521,111,487	地域ネットワーク委員会の事務局として設置さ れている保健・医療・福祉ネットワーク推進員 の活動経費を補助することにより、地域福祉の 推進を図ることを目的とする	地域ネットワーク委員会活動の事務局として、 支援を必要としている住民の把握、研修会の企 画・実施、委員会活動の啓発資料作成、相談援 助ならびに関係機関との連絡調整に係る必要経 費等について助成を行う	H4	H23
健康福祉局 生活福祉部 地域福祉担当	大阪市あんしんさ ぼと事業（日常 生活自立支援事 業）運営補助金	(社福)大阪市社会 福祉協議会	492,490,000	1	236,890,000	188,404,097	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会における大 阪市あんしんさぼと事業（日常生活自立支援 事業）の事務局体制を整備し、判断能力が不 十分な方や金銭管理に不安のあるひとり暮らし などの高齢者が地域で安心して生活を送れるよ う日常生活の支援及び権利侵害や財産管理等の 権利擁護に関する相談に応じることにより対象 となる市民の権利を擁護することを目的とする	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力 が不十分な方や金銭管理に不安のあるひとり暮 らしなどの高齢者に対して、福祉サービスなど の利用支援や金銭管理サービス、通帳・証書類 の預かりサービス等に要する経費を予算の範囲 内で補助する	H9	H23
健康福祉局 生活福祉部 地域福祉担当	地域福祉施設等整 備費補助金	各老人憩の家運営 委員会 外	20,640,000	6	24,560,000	5,044,000	地域福祉の振興を図る事業を実施するために施 設の整備を行うものに対し、整備に要する経費 の全部又は一部を補助し、もって社会福祉の増 進に資することを目的とする	食事サービス事業を実施するための増改築や厨 房設備等の整備、老人憩の家新築時の食事サー ビス事業厨房整備、地域ネットワーク委員会活 動拠点整備事業等について助成を行う	H1	H24

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
健康福祉局 生活福祉部 生活保護担当	大阪社会医療セン ター運営補助金	(社福)大阪社会医 療センター	381,231,000	1	411,010,000	430,920,000	あいりん地域における医療の確保と健康・衛生 の維持向上を図る	減免診療をはじめとするあいりん地域の特性に あわせた医療の継続的安定確保を図るため、大 阪社会医療センターの運営経費について補助する	S45	H24
健康福祉局 生活福祉部 生活保護担当	あいりん住民応急 援護事業費補助金	西成愛隣会	400,000	1	480,000	0	西成愛隣会が実施する応急援護事業費にかかる 経費を補助することにより、あいりん住民の福 祉の向上を図る	あいりん地域で極度に生活が困窮している者 に対して、応急的かつ一時的な生活資金の貸付を 行う。補助対象経費については、貸付総額から 返済による返済総額を差し引いた額とする	S48	H23
健康福祉局 生活福祉部 生活保護担当	西成愛隣会事業補 助金	西成愛隣会	200,000	1	700,000	1,260,432	あいりん地域住民の福祉増進、隣保事業のため 西成愛隣会が実施する事業を補助する	あいりん地域の日雇労働者、児童、高齢者等 を対象に「あいりん物故者慰霊祭」等の事業実施 にかかる経費を補助	S39	H25
健康福祉局 生活福祉部 生活保護担当	民間社会福祉施設 予備職員等雇用費 補助金(夜間勤務 軽減非常勤職員)	大阪市管轄生活保 護施設運営法人	30,865,000	7	29,893,000	21,157,479	生活保護法による保護施設における、夜間勤務 等の軽減に資するため夜間勤務職員を雇用する 費用を補助することにより、業務の負担軽減を 図る	措置費等の支弁を受ける入所施設であって厚生 労働大臣又は市長が定める職員基準による職員 を雇用する経費を補助	H5	H25
健康福祉局 生活福祉部 生活保護担当	民間社会福祉施設 等産休等代替職員 費補助金(生活保護 施設)	大阪市管轄生活保 護施設運営法人	966,000	2	936,000	0	民間生活保護福祉施設の職員の母体保護及び専 心療養を保障し、また代替職員にかかる経費を 補助することにより入所者の処遇の安定を図る	生活保護施設の職員が出産又は傷病により長期 休暇を必要とする場合の代替職員にかかる経費 を補助	S51	H25
健康福祉局 生活福祉部 生活保護担当	大阪社会医療セン ター整備補助金	(社福)大阪社会医 療センター	8,505,000	1	14,700,000	12,823,650	あいりん地域における医療の確保と健康・衛生 の維持向上を図る	減免診療をはじめとするあいりん地域の特性に あわせた医療の継続的安定確保を図るため、大 阪社会医療センターの機械器具整備経費につい て補助する	S46	H25
健康福祉局 生活福祉部 生活保護担当	要保護世帯向け不 動産担保型生活資 金貸付事業補助金	(社福)大阪府社 会福祉協議会	81,003,000	1	143,561,000	50,093,000	一定の居住用不動産を有し、将来にわたり現住 居に住み続けることを希望する要保護の高齢者 世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金 の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支 援し、併せて生活保護の適正化を図る	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施す る、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付 事業の貸付原資を補助することにより、事業の 安定した運営を図る	H19	H25
健康福祉局 生活福祉部 ホームレス自立支援担当	大阪ホームレス就 業支援センター事 業補助金	大阪ホームレス就 業支援センター運 営協議会	4,500,000	1	4,500,000	4,214,491	民間等から広く多様な就業機会を確保すること によって、自立支援センター入所者の就業自立 とあいりん高齢日雇労働者の野宿の防止を図る ことを目的とする大阪ホームレス就業支援セン ター運営協議会の管理運営に対して補助するこ とにより、事業の安定した運営を図る	国の委託事業等の受託者として開設した大阪 ホームレス就業支援センター運営協議会に対 し、事務職員の配置・事務所のリース代など管 理運営にかかる経費を助成する(大阪市・大阪 府で1/2ずつ)	H17	H23
健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当	身体障害者自動車 改造補助金	身体障害者	1,521,000	18	1,560,000	932,700	身体障害者が就労等に伴い、自ら運転する自動 車の改造に要する経費を補助し、自立と社会参 加の促進を図る	重度の四肢、下肢又は体幹機能障害者が自動車 を改造する経費を補助する 上限100,000円	S50	H23
健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当	障害者福祉バス借 上補助金	各障害者団体	5,914,000	120	4,500,000	3,104,400	障害者団体が研修等を実施する場合、その事業 に使用するバス借上げにかかる費用の一部の助 成を行うことにより福祉の増進を図る	障害者団体が研修等を実施する場合、その事業 に使用するバス借上げにかかる費用の一部の助 成を行う 上限1台につき51,500円	S48	H25
健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当	重度身体障害者大 学等就学助成	重度身体障害者	2,160,000	6	3,960,000	5,727,500	自立更生に努める重度の身体障害者が大学等に 就学するにあたり介助等特別の配慮を要する者 に対して、助成金を支給することによりその就 学を奨励し、もって身体障害者の福祉の増進を 図ることを目的とする	自立更生に努める重度の身体障害者が大学等に 就学するにあたり介助等特別の配慮を要する者 に対して、助成金を支給する 上限月額30,000円	S58	在校生 が卒業 する まで
健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当	知的障害者(児) スポーツ大阪大会 補助金	大阪知的障がい者 スポーツ協会	220,000	1	220,000	220,000	知的障害者の日常的体育活動の成果を発表し、 健全な心身の発達、健康の維持と増進、社会参 加と社会自立を図る	知的障害者スポーツ大阪大会の実施にかかる経 費のうち競技場使用料について補助する	S57	H23

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当	大阪市障害者職業 能力開発訓練施設 運営助成	(社福)大阪市障害 者福祉・スポーツ 協会	62,663,000	1	62,663,000	62,630,400	障害者能力開発訓練を実施することにより、一 般企業への就労が困難な知的障害者に対して、 企業就労に必要な知識や技能を指導するととも に、就労に向けた実習を行い、職業自立を支援 することを目的とする	障害者能力開発訓練の実施にかかる運営補助を 行う	S60	H24
健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当	鉄道駅舎エレベ ータ等設置補助金	民間鉄道事業者 等	134,830,000	2	297,100,000	332,800,000	公共交通機関の利用環境の改善を図り、障害者 や高齢者などの社会参加を促進するため、エレ ベーター等の設置に対し助成する	鉄軌道事業者に対し、エレベーター等設置費用 にかかる事業費の1/3以内の額を補助する 限度額3,200万円/1基	H3	H23
健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当	障害児(者) 歯科 診療施設補助金	各医療機関	10,341,000	5	10,341,000	6,977,000	心身障害児(者)の歯科受診を円滑にするため、 公的医療機関に対し歯科診療・治療に必要な 設備整備費及び人件費を補助する	設備整備事業費：障害者歯科診療に必要な備品 購入及び改修に要する経費の一部を補助する 人件費：歯科医師及び歯科衛生士に要する人件 費の一部を補助する	S55	H24
健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当	大阪市心身障害児 (者)等自主活動 育成事業補助金	(社福)大阪市知的 障害者育成会 外	1,080,000	2	2,914,000	1,307,000	心身障害児(者)及びその家族等に対する学習 や交流、啓発等を目的とした事業に対して補助 を行うことにより、障害児(者)の社会的自立 の促進と福祉の向上を図る	予算の範囲内で、研修会や交流会等の事業経費 の一部を補助する	S35	H24
健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当	障害者ブラッシン グ指導事業補助金	(社)大阪府歯科医 師会	500,000	1	555,000	466,000	障害者に刷牙指導を推進することにより、歯科 治療をスムーズに行うとともに、口腔衛生およ び疾病予防を図る	口腔衛生(ブラッシング等)指導事業にかかる 経費を補助する	S56	H24
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害者グループ ホーム・ケアホーム 整備助成	障害者自立支援法 に基づく共同生活 援助事業・共同生 活介護事業として 指定を受けること ができる法人	90,386,000	56	130,111,000	9,865,000	障害者の日常生活における援助及び介護を行う 障害者グループホーム・ケアホームの整備及び 設備整備にかかる経費の一部を助成することに より、障害者の自立を促進し、その福祉の向上 を図ることを目的とする	障害者自立支援法に基づく共同生活援助事業・ 共同生活介護事業として指定を受けることがで きる法人に対し、グループホーム・ケアホーム の新規設置の際の賃借、購入、新築、住宅改造 及び設備購入にかかる経費の一部を助成	H1	H23
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害者グループ ホーム・ケアホーム 消防用設備整備 助成	障害者自立支援法 に基づくグループ ホーム等を運営す る法人	21,726,000	68	22,055,000	6,657,000	改正消防法令が施行されることに伴い、利用者 の安全確保・施設防火性能の向上のため、既存 グループホーム等に必要消防用設備整備促進 を図ることを目的とする	改正消防法令に伴い、共同生活住居に必要とな る消防用設備の整備工事にかかる費用の一部を 助成する	H21	H23
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害者情報バリア フリー化支援事業 助成	視覚障害者及び上 肢機能障害者	2,679,000	35	2,991,000	2,275,785	障害者がパーソナルコンピューターを使用する に必要となる周辺機器およびアプリケー ションソフトの購入に要する費用の一部を助成 することにより、障害者の情報のバリアフリー 化及び障害者の社会参加を促進することを目的 とする	視覚障害者1、2級及び上肢機能障害者1、2 級の身体障害者手帳所持者の周辺機器等の購入 に要した費用の2/3以内を助成する ただし、その額が10万円を越えるときは、10万 円とする	H13	H23
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害者小規模作業 所運営費補助金	障害者小規模作業 所	307,320,000	51	461,080,000	566,348,407	障害者の社会活動への参加を促進し、もって、 その福祉の向上を図ることを目的とする	障害者小規模作業所に対し利用人数及び開所日 数に応じ運営費及び重度障害者加算の助成を行う	S50	H23
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害者小規模通所 授産施設運営費補 助金	障害者小規模通所 授産施設	58,310,000	5	178,850,000	276,849,557	障害者の社会活動への参加を促進し、もって、 その福祉の向上を図ることを目的とする	障害者小規模授産施設に対し利用人数及び開所 日数に応じ運営費及び重度障害者加算の助成を 行う	H13	H23
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	重症心身障害者通 所用バス運行費補 助金	(社福)四天王寺福 祉事業団	22,200,000	1	22,560,000	22,776,000	重度障害者の社会参加を促進するため、施設へ の通所手段を確保することを目的とする。	通所用バスの運行にかかる経費を助成する	H8	H24
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	点字図書館運営補 助金(盲人情報文 化センター)	(社福)日本ライト ハウス	66,715,000	1	67,929,000	68,190,380	点字図書館の運営に要する経費の一部を補助 し、円滑な運営を図る	社会福祉法人日本ライトハウスに対し「国庫負 担(補助)金交付要綱」により交付し、運営の 一部を助成	S42	H23

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	知的障害児通園施設通園バス運行費等補助金	大阪市管轄知的障害児通園施設	1,500,000	5	1,500,000	1,181,322	通園バスの運行にかかる維持経費の負担軽減をはかるとともに本務運転手不在時の児童の輸送を確保する	通園バスの維持経費及び運転手の代替経費に対して助成する	S52	H25
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害児施設定数外職員配置補助金	大阪市管轄障害児施設	16,031,000	5	24,788,000	24,269,238	民間社会福祉施設がその運営の充実を図るために定数外の常勤職員及び非常勤嘱託を雇用する費用を補助することにより利用者の処遇向上を図ることを目的とする	予備保育士の雇用経費に対して助成する	S47	H25
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	民間障害児施設夜間勤務職員雇用費補助金	大阪市管轄障害児施設	22,046,000	5	21,353,000	15,784,717	社会福祉施設における夜間勤務の軽減等に資するため、夜間勤務職員の雇用経費を補助し業務負担の軽減を図る	夜間勤務職員（宿日直業務を除く）雇用経費に対して助成する	H5	H25
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害者・児施設建設借入金償還補助金	(社福)ノーマライゼーション協会外	147,791,000	21	165,893,000	166,199,939	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、独立行政法人福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で助成する(補助率10/10)	S61	H23
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	大阪市精神障害者社会復帰施設運営補助金	大阪市管轄社会復帰施設	68,034,000	2	141,038,000	140,390,000	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障害者社会復帰施設の運営を行う社会福祉法人等の非営利法人に対して補助を行い、精神障害者の社会復帰の促進及び社会参加の促進を図ることを目的とする	対象：精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設を運営する社会福祉法人等 補助対象：国基準（単価×月数） 上限：予算の範囲内	H13	H23
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害者就労訓練設備等整備助成	身体・知的障害者援護施設等	50,000,000	16	50,000,000	15,957,000	障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスへの円滑な移行を図るため、就労移行支援、就労継続支援等の新事業に移行する際に必要となる設備整備に要する経費を助成する	社会福祉法人、NPO法人等によって設置、運営されている身体障害者更生援護施設等が障害者自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援等事業を開始するにあたって必要な備品購入を行うものに対し1件につき5,000千円を限度に助成する	H18	H24
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	民間社会福祉施設等産休等代替職員費補助金	大阪市管障害児施設運営法人	468,000	1	468,000	0	民間障害児福祉施設の職員の母体保護及び専心療養を保障し、また代替職員にかかる経費を補助することにより入所者の処遇の安定を図る	障害児福祉施設の職員が出産又は傷病により長期休暇を必要とする場合の代替職員にかかる経費を補助	S51	H25
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害者自立支援移行整備補助金	障害者小規模作業所等	30,000,000	10	30,000,000	17,340,000	既存の小規模作業所等を障害福祉サービス事業所に移行させるものに対して、消防用設備等の整備や施設の改修等にかかる経費を助成し、障害福祉サービス事業への円滑な移行と事業実施のための基盤整備を図ることを目的とする	障害福祉サービス事業所に移行するために必要な「消防法」等関係法令順守のために必要な改修及び設備整備工事等に要する経費について助成する(限度額500万円)	H20	H23
健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉担当	高齢者食事サービス事業補助金	(社福)大阪市社会福祉協議会	194,597,000	1	210,485,000	186,410,374	大阪市内に居住するひとり暮らし、ねたきり高齢者等を対象に食事サービスを行い、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る	ひとり暮らし、ねたきり高齢者等に対して、地域のボランティアが配食又は地域の集会所などで会食を行う事業費等に対して助成する	S47	H24
健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉担当	高齢者住宅改修費助成事業補助金	介護保険被保険者等	157,068,000	705	187,620,000	112,930,205	高齢者に在宅生活が容易となるよう住宅の改修を行い、高齢者福祉の推進を図る	要支援以上の者は、介護保険住宅改修費を利用する者で、介護保険対象外工事で補完的な工事に対して助成 二次予防事業対象者(生活機能の低下が疑われ、要支援・要介護状態になるおそれの高い65歳以上の方(ただし、要支援・要介護認定を受けておられない方))については、介護保険同内容の工事及び対象外工事で補完的な工事に対して助成 助成限度額30万(介護保険料段階が第4・第5段階の者は5万円)、1世帯1回限り	H12	H25

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉担当	寝具洗濯乾燥消毒 サービス事業補助 金	各区社会福祉協議 会	37,040,000	24	42,906,000	42,303,560	寝具の衛生管理が困難な高齢者を対象に、寝具洗濯乾燥消毒サービスを行うことによって、対象者の保健衛生の向上と高齢者福祉の推進を図る	おおむね65歳以上の高齢者のうち、介護保険の要介護・要支援認定者でひとり暮らしの人又は高齢者のみの世帯に属する人で、寝具（掛布団、敷布団、毛布）の衛生管理が困難な人を対象に、水洗い及び乾燥消毒によるサービスを行う	H12	H25
健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉担当	認知症介護指導者 養成研修事業補助 金	大阪市管轄老人福 祉施設	2,048,000	6	2,048,000	1,362,110	「高齢者認知症介護指導者養成研修」・「認知症介護フォローアップ研修」への参加を支援するため、職員の派遣にかかる必要な経費を補助することにより、認知症介護実務者の資質の向上を図る	高齢者認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修へ職員を派遣する社会福祉法人等に対して、当該職員派遣中の代替職員雇用経費及び派遣にかかる旅費などを助成する	H13	H24
健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉担当	提案型高齢者地域 交流拠点づくり事 業補助金	市内に事業所・事 務所を設置する、 法人格を有する団 体	66,000,000	2	99,000,000	27,755,000	商店街や駅前等の空き店舗を活用し、地域の高齢者と児童など多世代が交流できるスペースを整備する費用を助成	高齢者を中心とした市民の地域生活を支援する事業の拠点整備にかかる経費に対し、国交付金額以内を補助	H21	H23
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	民間社会福祉施設 産休等代替職員費 補助金	大阪市管轄老人福 祉施設外	474,000	1	474,000	0	民間老人福祉施設の職員の母体保護及び専心療養を保障し、また代替職員にかかる経費を補助することにより入所者の処遇の安定を図る	老人福祉施設の職員が産休又は傷病により長期休暇を必要とする場合の代替職員にかかる経費を補助	S51	H25
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	民間社会福祉施設 等償還金補助金 (高齢者施設)	大阪市管轄特別養 護老人ホーム 外	48,422,000	12	49,941,000	51,461,071	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、独立行政法人福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金（建築資金、設備整備資金に限る）の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する（補助率10/10）	S52	H23
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	軽費老人ホーム サービス提供費補 助金	大阪市管轄軽費老 人ホーム	593,323,000	20	591,143,000	519,455,751	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、サービス提供費に充当する経費を補助し、施設の安定的な運営を図ることにより、利用者の処遇を確保することを目的とする	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、施設ごとのサービス提供費実支出額とサービス提供費基準額とを比較し、いずれか少ない方の額から当該年度に施設で徴収した本人からの徴収額の総額を控除し、特別運営費を加算して得た額について補助する	S44	H23
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	特別養護老人ホー ム整備費補助金	社会福祉法人	2,820,321,000	13	1,764,475,000	598,750,200	特別養護老人ホーム施設整備を図るための事業に対し補助金を交付	特別養護老人ホーム施設整備経費に対し、定員1人あたり（ショートステイを含む）3,712千円を乗じた額以内を補助（5階建以上5%高層加算あり）	S48	H24
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	養護老人ホーム整 備費補助金	社会福祉法人	473,628,000	2	163,320,000	0	養護老人ホーム施設整備を図るための事業に対し補助金を交付	養護老人ホーム施設整備経費に対し、定員1人あたり4,083千円を乗じた額以内を補助（5階建以上5%高層加算あり）	H12	H24
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当外	民間社会福祉施設 中規模整備費補助 金	社会福祉法人 等	6,430,000	2	22,720,000	0	施設の整備及び設備の改善に要する費用の一部を助成することにより、利用者の福祉向上に資することを目的とする	施設を運営する社会福祉法人等に対して、施設の整備及び設備の改善に要する費用の3/4を乗じた額を補助 上限 入所施設643万円 通所施設343万円	H5	H25
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	小規模多機能型居 宅介護拠点整備費 補助金	社会福祉法人	146,250,000	10	117,000,000	5,250,000	小規模多機能型居宅介護拠点整備を図るための事業に対し補助金を交付	小規模多機能型居宅介護拠点整備にかかる施設整備費及び初度設備等購入経費に対し、国交付金額以内を補助	H18	H23
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	介護療養型医療施 設転換整備費補助 金	医療法人・社会福 祉法人等	203,700,000	291	203,700,000	0	介護療養型医療施設が平成24年3月をもって廃止されるにあたって、平成23年度までの5年間計画で介護老人福祉施設等へ転換整備の経費を補助する	介護療養型医療施設の病床を介護老人福祉施設等に転換するに際して、医療法人・社会福祉法人等に改修等経費を補助する 創設 1,000千円 改築 1,200千円 改修 500千円※国の要綱に基づくもの	H19	H23

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等設置助成	認知症高齢者グループホーム等を運営する法人等	184,230,000	69	295,281,000	143,184,000	利用者の安全・安心の確保を図るため、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所にスプリンクラーの設置費用を助成し、設置を促進する また、認知症高齢者グループホームに自動火災報知及び通報設備未設置の施設が設備の設置を実施することを促進する	スプリンクラーが未設置の認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に、スプリンクラーの設置に必要な経費に対し、国交付金額又は大阪府基金交付金額以内を助成する また、自動火災報知及び通報設備未設置である認知症高齢者グループホームを運営する法人に対して、設備を整備する経費を助成する	H21	H23
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	特別養護老人ホーム等緊急整備促進助成	社会福祉法人	469,450,000	10	689,400,000	0	施設等用地の取得が困難なことにより、特別養護老人ホーム等の整備が進まないことを踏まえ、施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る 円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする	特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護拠点を開設する社会福祉法人が定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に一時金の一部を助成する 特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護拠点を開設する社会福祉法人が施設の開設前に支出する看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備に伴う経費を助成する	H22	H23
健康福祉局 高齢者施策部 高齢施設担当	特別養護老人ホーム等施設内保育施設整備助成	社会福祉法人	26,000,000	2	0	0	特別養護老人ホーム等の介護関連施設で雇用される職員が利用する施設内保育施設の設置を促進し、職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着を図る	施設内保育施設を整備する社会福祉法人に対して、国交付金基準額を上限に整備にかかる経費を助成する 上限 施設整備1,000万円 初度設備300万円	H23	H25
健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当	老人クラブ育成補助金	(社)大阪市老人クラブ連合会	141,345,000	1	149,023,000	134,856,300	社団法人大阪市老人クラブ連合会が実施する老人クラブの活動促進事業に対し、予算の定めるところにより、事業費の一部を補助することにより、本市の区域内で組織されている老人クラブの育成を図ることを目的とする	老人クラブ育成のため、社団法人大阪市老人クラブ連合会・各区老人クラブ連合会・単位老人クラブが実施する事業に対して予算の範囲内で補助	S32	H25
健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当	常設老人憩の家運営補助金	老人憩の家運営委員会委員長	162,936,000	372	162,060,000	161,725,127	老人憩の家の運営を助成し、もって高齢者の余暇活動の向上と心身の健康の増進を図ることを目的とする	常設老人憩の家の管理運営にかかる経費を月額36,500円を限度に補助	S44	H25
健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当	指定老人憩の家運営補助金	単位老人クラブ外	255,000	17	315,000	270,000	常設老人憩の家の基準には満たないが、高齢者に対し教養の向上、レクリエーション等のための場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする	指定老人憩の家の管理運営にかかる経費を月額15,000円を限度に補助	S46	H24
健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当	菅原老人憩の家建設整備補助	菅原老人憩の家建設委員会	19,500,000	1	0	0	菅原老人憩の家については、本市の施策により、現行施設の移転を行わなければならない。常設老人憩の家は、高齢者に対し教養の向上、レクリエーション等のための場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的としており、今後も当該活動の場は必要であることから、建替整備を行う	菅原老人憩の家の建替整備にかかる経費を19,500千円を限度に補助（1回限り）	H23	単年度
健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当	大阪市高齢者就業機会確保事業補助金	(社)大阪市シルバー人材センター	58,800,000	1	70,340,000	74,496,000	高齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図ることを目的として交付する	高齢者就業機会確保事業にかかる経費の一部を補助	S58	H24
健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当	シルバーボランティアセンター運営補助金	(社)大阪市老人クラブ連合会	2,815,000	1	3,427,000	2,763,000	高齢者が自己の経験や能力を生かしたボランティア活動に参加し、生きがいの充実、地域社会への貢献を図ることを目的として交付する	シルバーボランティアセンターの運営にかかる経費について予算の範囲内で補助	S60	H25

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当	老人憩の家改修整 備補助金	老人憩の家運営委 員会委員長	13,289,000	17	19,770,000	5,295,000	「老人憩の家設置運営基準」に基づき設置運営 されている老人憩の家の老朽化によって運営管 理上に支障があるものの補修、改造または整備 に要する費用を補助することにより高齢者の余 暇活動の向上と心身の健康の増進を図ることを 目的とする	老人憩の家の改修整備に際して、1箇所当たり 1,100千円を限度に補助（補助による改修後15 年以上経過し、なお補助の必要がある場合は再 度の補助が可能） 老人憩の家の段差改修等整備に際して、1箇所 当たり327千円を限度に補助	S63	H23
健康福祉局 高齢者施策部 介護保険担当	社会福祉法人等に よる介護保険サー ビス利用者負担額 軽減事業補助金	(社福)大阪市北区 社会福祉協議会 外	46,805,000	147	46,420,000	26,450,000	社会福祉法人等の協力により特に生計の困難な 方への利用者負担の軽減を行った費用の一部に ついての補助	社会福祉法人等の協力により特に生計の困難な 方への利用者負担の軽減（所得によって1/2～ 1/4）を行った費用の一部についての補助	H12	H23
健康福祉局 健康推進部 健康施策担当	大阪市夜間歯科救 急診療支援事業補 助金	(社)大阪府歯科医 師会	11,164,000	1	11,134,000	11,064,000	夜間の急な歯痛や、転倒などによる歯牙や顎部 の外傷など、夜間における口腔疾患に対応す る、歯科救急診療の確保を図ることを目的とする	大阪府歯科医師会が実施する、夜間歯科救急診 療事業における経費の一部を助成する	H16	H25
健康福祉局 健康推進部 健康施策担当	大阪市救急医療対 策事業設備整備費 補助金	救急医療機関	32,829,000	4	44,800,000	25,944,000	入院治療等が必要な重症患者の受入れを行う二 次救急医療機関において医療機器等の整備を行 い、救急医療の確保を図ることを目的とする	国・府の補助金交付要綱に基づき、救急医療に 必要な医療機器の購入費用の一部を助成する	H12	H23
健康福祉局 健康推進部 健康施策担当	大阪府医師会看護 師充足養成事業補 助金	(社)大阪府医師会	17,100,000	1	17,100,000	17,100,000	大阪府医師会が同会の看護師養成施設において 実施する看護師充足養成事業に対し、その経費 の一部を補助することにより、看護師を養成し 市内医療機関等における看護要員の充足を図 り、もって本市の医療水準を向上させ安定した 医療の確保に寄与することを目的とする	大阪府医師会が看護師養成施設において実施す る看護師養成事業に対し、その必要な費用の一 部について、予算の範囲内で交付する (補助率1/2)	S41	H25
健康福祉局 健康推進部 健康づくり担当	在宅寝たきり高齢 者訪問歯科診療事 業補助金	(社)大阪府歯科医 師会	7,500,000	1	8,000,000	6,880,250	社団法人大阪府歯科医師会が実施する在宅寝た きり高齢者訪問歯科診療事業に対して補助金を 交付することにより、大阪市内の在宅寝たきり 高齢者に対する歯科診療機会の確保を目的とする	大阪府歯科医師会がポータブル機器等の診療機 器を整備し、原則として市内に居住する満65歳 以上の通院困難な寝たきり高齢者で、歯科医師 の訪問診療を希望する者に対し、市内26支部所 属の歯科医師による訪問診療を行う	H6	H23
健康福祉局 健康推進部 健康づくり担当	健康増進活動事業 補助金	健康づくり活動を 主目的とした住民 で組織する団体	6,552,000	48	0	0	食生活の改善、運動の推進等により、生活習慣 病等の一次予防を推進し、健康寿命の延伸と生 活の質の向上を図ることを目的とする	22年3月に公表した「大阪市民の健康指標」に おいて重点的に取り組むべき課題とされた「喫 煙者の減少」、「肥満者の減少」、「運動習慣 者の増加」につながる活動に対して補助金を交 付する	H23	H25
健康福祉局 健康推進部 健康づくり担当	大阪府医師会事業 補助金	(社)大阪府医師会	3,000,000	1	3,000,000	641,622	市民が安心して暮らすことができるよう、地域 医療諸活動や健康情報などを広く発信すること で地域医療の推進を図っており、本市における 保健医療行政の推進に一定の効果をもたらすた めその経費の一部を補助する	大阪府医師会が行う地域医療の推進発展、地域 保健の向上に関する事業の運営に対し、その必 要な費用の一部について、予算の範囲内で交付 する	S25	H24
健康福祉局 健康推進部 健康づくり担当	大阪市内各医師会 公衆衛生活動補助 金	(社)大阪府医師会	13,000,000	1	13,000,000	9,090,146	地域住民が安心して暮らすことができるよう、 地域住民に対し健康情報などをきめ細かく発信 することで、公衆衛生の推進を図っており、本 市における公衆衛生の推進に一定の効果をもた らすためその経費の一部を補助する	大阪府医師会が市内地区医師会において実施す る公衆衛生活動事業に対し、その必要な費用の 一部について、予算の範囲内で交付する	S45	H24
健康福祉局 健康推進部 生活衛生担当	公衆浴場衛生向上 対策助成	市内公衆浴場	54,750,000	8	58,350,000	35,038,765	利用者が少ない中で適切な衛生水準を維持して いる市内の一般公衆浴場に対して衛生向上にか かる経費を対象に助成金を交付することにより 、衛生向上を図り、もって市民の公衆衛生の 向上に寄与することを目的とする	1日平均利用者数が200人以下で適切な衛生水 準を維持している施設に対して濾過器の濾材交 換にかかる経費等の衛生向上にかかる経費（上 限30万円）の1/2を助成（上限15万円）	S49	H23

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
健康福祉局保健所 保健総務担当	大阪市医療機器整備 助成事業補助金	日本赤十字社大阪 府支部 外	35,000,000	5	35,000,000	26,898,000	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、 (独)環境再生保全機構が交付する助成金を受け、 市内に開設されている公的な病院に対し、慢性閉塞性肺疾患に係る医療機器の整備に要する経費を助成することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図り、もって当該疾患の予防並びに健康の回復・保持及び増進に資することを目的とする	慢性閉塞性肺疾患に係る医療機器の整備に要する経費 全額助成 限度額1医療機関につき2,000万円まで	H4	H23
健康福祉局保健所 感染症対策担当	結核定期健康診断 補助金	私立学校・社会福 祉施設	1,806,000	98	1,850,000	1,589,433	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づき、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用に対して補助を行う	定期の健康診断の費用に対して、政令の定めるところにより、その2/3を補助する	S26	H23
健康福祉局保健所 感染症対策担当	アイバンク事業補 助金	(財)大阪アイバン ク	567,000	1	567,000	567,000	アイバンク事業周知によって献眼者の増加を図り、もって公衆衛生の向上、地域保健行政の充実と推進を図ることを目的とする	財団法人大阪アイバンクが実施する普及啓発事業に対し、1/2相当額を補助する(上限567,000円)	S39	H25
健康福祉局保健所 感染症対策担当	腎臓バンク事業補 助金	(公財)大阪腎臓バ ンク	567,000	1	567,000	1,000,000	腎臓バンク事業周知によって、腎臓提供者の増加を図り、もって公衆衛生の向上、地域保健行政の充実と推進を図ることを目的とする	公益財団法人大阪腎臓バンクが実施する普及啓発事業に対し、1/2相当額を補助する(上限567,000円)	S57	H25
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当 こども家庭支援担当 保育所運営担当	民間社会福祉施設 職員給与改善費補 助金(児童福祉施 設)	社会福祉法人 外	317,715,000	65	353,263,000	279,744,910	民間社会福祉施設職員の処遇改善を図り、あわせて施設入所者の処遇向上に資するため	民間社会福祉施設のうち措置費支弁対象施設における国及び本市の定める配置基準内の職員の給与について、本市格付基準と措置費格付基準との差額を補助	S48	H23
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当 こども家庭支援担当	民間社会福祉施設 産休等代替職員費 補助(児童養護施設 等)	社会福祉法人 外	20,317,000	62	20,489,000	16,919,641	児童福祉施設の職員が産休又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的な任用経費を補助することで、職員の母体保護及び専心療養の保証を図りつつ、施設における入所児童等の処遇を適正に確保する	任用を承認した産休等代替職員にかかる費用として、賃金の日額単価5,920円(調理員は5,320円)を上限とする実支出額に、その産休等代替職員がその任用承認期間の範囲内において当該児童福祉施設に勤務した日数を乗じて得た額を補助する	S51	H24
こども青少年局 子育て支援部 子育て支援担当 保育指導担当	民間児童福祉施設 整備資金借入金利 子補助金	社会福祉法人 外	2,022,000	16	2,689,000	3,333,000	民間社会福祉施設の振興を図るため、社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた整備資金にかかる利子の支払いに要する資金の補助	社会福祉法人が社会福祉施設を整備するにあたり、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を越える部分を補助している なお、平成16年度より新規の取扱いを取りやめている	S47	H30
こども青少年局 企画部 放課後事業担当	大阪市子どもの家 事業補助金	子どもの家事業実 施者	179,933,000	29	193,720,000	182,488,800	子どもたちの健やかな成長と児童福祉の向上を図る	地域の児童の放課後における健全育成を目的に、社会福祉法人や地域社会福祉協議会等が実施する放課後事業(留守家庭児童対策と全児童施策を同時に実施)に対して、補助金を交付する	H1	H23
こども青少年局 企画部 放課後事業担当	留守家庭児童対策 事業補助金	留守家庭児童対策 事業実施者	365,724,000	110	406,192,000	396,704,830	留守家庭児童の健全育成を図るため、保護者等において、場所、指導員等を確保し、留守家庭児童対策事業を実施するものに対し、運営経費の一部を補助し事業の推進を図る	留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業を実施するものに対して、これに要する経費を予算の範囲内で補助し、もって留守家庭児童の健全育成を図る	H19	H23
こども青少年局 子育て支援部 子育て支援担当	大阪市民間保育所 運営補助金(一時 保育事業)	社会福祉法人 外	155,418,000	53	151,018,000	96,980,700	保護者の就労・傷病等に伴い一時・緊急的に保育が必要な場合に、保育所において保育サービスを提供し、児童の福祉の増進を図る	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童で、保護者の就労・傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、保育所において保育サービスを提供する	H2	H24

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
こども青少年局 子育て支援部 子育て支援担当	大阪市民間保育所 運営補助金(休日 保育事業)	社会福祉法人 外	33,270,000	13	32,727,000	14,623,100	休日における保護者の就労・傷病等による保育 需要に対応するため、保育所において保育サー ビスを提供し、児童の福祉の増進を図る	原則として児童福祉法第24条の規定による保育 の実施児童で、休日等においても保育に欠ける 児童を対象とし、保育所において保育サービ スを提供する ただし、事業に支障が生じない範囲内でそれ以 外の児童も対象としている	H15	H24
こども青少年局 子育て支援部 子育て支援担当	多様な保育サー ビス等開設支援事業 補助金	社会福祉法人 外	12,200,000	33	22,200,000	0	国の安心こども基金(地域子育て創生事業)を 活用し、事業の立ち上げ期に対する支援とし て、初期の経費負担を軽減することにより、各 種事業開設を活性化させることを目的とする	新たに本市補助対象事業としての一時保育事 業、本市からの委託を受け新たに地域子育て支 援拠点事業等を開始する民間法人に対し、開設 準備・改修費補助、賃借料補助を行う(補助率 10/10)	H22	H23
こども青少年局 子育て支援部 こども家庭支援担当	大阪市母子家庭等 自主活動推進補助 金(大阪市母子寡婦 福祉大会開催事業)	(社)大阪市母と子 の共励会	700,000	1	700,000	590,000	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と福祉の向 上と自立促進を図る	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定、向上と、 母子寡婦福祉団体の果たすべき役割と活力ある 組織の強化や大会参加者が大会で得た知識を地 域で生かす等を目的として大阪市のひとり親家 庭及び寡婦を対象に(社)大阪市母と子の共励会 が開催する大阪市母子寡婦福祉大会にかかる経 費等の補助を予算の範囲内で行う	S45	H23
こども青少年局 子育て支援部 こども家庭支援担当	大阪市母子家庭自 立支援給付金事業 補助金(大阪市母子 家庭自立支援教育 訓練給付金)	母子家庭の母	1,560,000	88	2,904,000	1,679,257	母子家庭の母の安定した就労のため、職業能力 開発を支援する	自立支援教育訓練給付金・対象講座の受講料の 2割相当額を支給(上限10万円、下限4千円)	H15	H25
こども青少年局 子育て支援部 こども家庭支援担当	大阪市民間児童福 祉施設予備職員等 雇用費補助金(栄 養士)	(社福)海の子学園	3,206,000	1	3,217,000	3,024,000	民間社会福祉施設がその運営の充実を図るため に定数外の常勤職員及び非常勤嘱託を雇用する 費用を補助することにより利用者の処遇向上を 図る	施設運営の充実を図るための、定数外職員に対 する補助をおこなう	S47	H25
こども青少年局 子育て支援部 こども家庭支援担当	大阪市民間児童福 祉施設予備職員等 雇用費補助金(乳 児院夜間勤務)	乳児院	17,637,000	4	17,082,000	17,286,400	夜間勤務等の軽減に資するため夜間勤務職員を 雇用する費用を補助することにより、業務の負 担軽減を図る	施設運営の充実を図るための、定数外職員に対 する補助をおこなう	S47	H25
こども青少年局 子育て支援部 子育て支援担当	不妊治療費助成	特定不妊治療費受 療者	321,975,000	2,229	272,092,000	231,913,376	少子化対策として、特定不妊治療(体外受精及 び顕微授精)に要する費用の一部を助成し、経 済的負担の軽減を図る	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見 込がないか又は極めて少ないと医師に診断され た大阪市に住所を有している法律上の婚姻をし ている夫婦で、夫婦合算の総所得金額が730万 円未満の者に対して、特定不妊治療に要した費 用に対して、1回の治療につき15万円まで、1 年度あたり2回を限度に、通算5年間助成す る。23年度については、1年目は年3回(通算 5年、通算10回を超えない)までに対象回数を 拡大する	H16	H25
こども青少年局 子育て支援部 幼稚園運営企画担当	私立幼稚園就園奨 励費補助金	私立幼稚園設置者	2,119,863,000	220	2,039,860,000	1,847,863,200	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべ き保育料等の負担軽減を図ることにより、就園 を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目 的とする	市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5 歳児及び満3歳児を扶養している保護者の負担 する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対 し、保護者の所得に応じて補助を行う	S47	H24
こども青少年局 子育て支援部 幼稚園運営企画担当	私立幼稚園幼児教 育費補助金	私立幼稚園設置者	268,271,000	220	322,151,000	331,481,000	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべ き保育料等の負担軽減を図ることにより、就園 を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目 的とする	就園奨励費対象外の者で市内に居住し、私立幼 稚園に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶 養している保護者が負担する入園料及び保育料 の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に応 じて補助を行う	S46	H24

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	大阪市家庭保育・ ベビーセンター助 成事業補助金	家庭保育及びベ ビーセンター実施 者	98,639,000	14	106,421,000	109,649,720	家庭保育・ベビーセンターの運営責任者に対し 保育費等の一部を助成することにより、保育需 要を充足しえない地域において保育所の機能を 補足し、乳幼児を健康かつ安全に保育して児童 の福祉増進を図る	本市が承認した施設に対して施設運営に要する 費用（保育費・嘱託医手当）を補助する	S33	H24
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	大阪市民間保育所 等運営補助金(長時 間保育対策費)	社会福祉法人 外	654,594,000	257	650,328,000	590,003,000	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に 伴う保育時間の延長に対する需要に対応するた め、民間保育所における保育時間の延長を図る ことにより福祉増進を図る	基本保育時間の8時間を超えて11時間までの長 時間保育にかかる、必要な担当保育士等の人件 費（超過勤務手当を含む）等を補助し、長時 間保育の内容充実と次世代育成支援行動計画に 掲げる延長保育事業への促進を図る	S45	H24
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	大阪市民間保育所 等運営補助金(予備 保育士常勤化促進 事業)	社会福祉法人 外	248,538,000	138	263,451,000	241,009,079	入所児童の処遇向上を図るため、国の運営費に おいて非常勤保育士とされている予備保育士の 常勤雇用を促進させる	予備保育士について常勤職員の配置を促すため 国単価（非常勤）との差額を補助する	S63	H24
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	大阪市民間保育所 等運営補助金(嘱託 医配置円滑化事業)	社会福祉法人 外	43,097,000	257	42,764,000	37,011,445	入所児童の処遇向上を図るため、児童福祉施設 最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にする	民間保育所の嘱託医雇用にかかる経費の本市基 準と国基準の差額を上限に補助する	S45	H24
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	大阪市民間保育所 等運営補助金(延 長保育事業)	社会福祉法人 外	662,151,000	192	747,471,000	612,086,000	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に 伴う保育時間の延長に対する需要に対応するた め、民間保育所における保育時間の延長を図る ことにより福祉増進を図る	開所時間11時間超の民間保育所に対し、開所時 間延長に必要な担当保育士の人件費（超過勤務 手当を含む）等を補助する	H6	H24
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	私立保育園連盟運 営補助金園	(社)大阪市私立保 育園連盟	14,700,000	1	17,500,000	17,500,000	大阪市私立保育園連盟が実施する市民及び市内 の全民間保育園への各種情報提供などの事業に 対して補助し、市民の保育ニーズに応え、もっ て児童福祉施策の推進を図る	大阪市私立保育園連盟が実施する、市民や保育 園に対する情報発信、苦情解決に向けた助言指 導などに対する補助	H18	H23
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	民間社会福祉施設 等償還金補助金	社会福祉法人	6,644,000	2	6,823,000	7,002,924	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向 上及び経営の安定化の促進に資するため、社会 福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増 築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の 償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、独立行政法人福祉医 療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金（建 築資金、設備整備資金に限る）の当該年度にお いて償還する元金及び利子の範囲内で交付する （補助率10/10）	H6	H28
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	民間児童養護施設 整備費補助金	社会福祉法人 外	238,926,000	2	265,673,000	0	児童福祉施設の本整備を促進し、児童の福祉の向 上を図る	児童福祉施設の本整備のために必要な経費の一部 を補助する	不明	H24
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	民間保育所中規模 施設整備費補助金	社会福祉法人 外	47,160,000	13	44,590,000	28,414,000	保育所の整備及び設備の改善を図る事業に助成 することにより、利用者の福祉向上に資するこ とを目的とする	社会福祉法人が実施する保育所の整備及び設備 の改善に要する費用の3/4を乗じた額を補助	S54	H24
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	民間保育所整備費 補助金	社会福祉法人 外	1,566,330,000	8	561,938,000	2,263,504,000	安心こども基金を活用した民間保育所等建設や 増改築にかかる経費の一部を助成し、保育所整 備を促進する	保育所整備にかかる経費について補助を行う	H21	H23
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	民間保育所分園賃 料等補助金	社会福祉法人 外	7,180,000	1	7,180,000	7,180,000	保育所分園設置を促進し保育所入所待機児童の 解消を図る	賃貸物件を利用した保育所整備を行う場合、建 物の賃借にかかる経費について設置後10年未満 の分園に対し補助を行う	H13	H23
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	民間児童福祉施設 耐震診断助成	社会福祉法人 外	19,000,000	19	24,000,000	0	施設の耐震化を促進し、児童の安全を確保する	昭和56年5月31日の耐震基準の適用以前に建設 された建物について、耐震化の促進をはかるた め、耐震診断にかかる費用の一部を補助する	H22	H26

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
こども青少年局 子育て支援部 こども家庭支援担当	児童養護施設の小規模ケア化促進事業補助金	社会福祉法人 外	12,000,000	4	0	0	児童養護施設等のケアの小規模化を促進し、被虐待児等への効果的な対応により、入所児童の処遇向上を図る	府の安心こども基金（児童虐待防止対策緊急強化事業）を活用し、児童養護施設等の小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の新設にあたり、礼金補助及び初度設備購入費・建物改修費補助を行う	H23	単年度
こども青少年局 子育て支援部 保育所運営担当	大阪市民間保育所運営補助金(障害児保育事業)	社会福祉法人 外	480,532,000	150	505,759,000	398,755,960	民間保育所の補助事業者に対し、人件費を助成し、障害児の入所をより円滑にすることを目的とする	障害児を受け入れた保育所に対し、その運営に必要な人件費としてH21年度は障害児3名につき正規保育士1名分3,175,700円、2名につきアルバイト1名分1,776,000円、1名につきパート1名分888,000円の補助	S47	H24
ゆとりとみどり振興局 文化部 文化振興担当	財団法人文楽協会運営補助金	(財)文楽協会	52,000,000	1	52,000,000	52,000,000	上方を代表する伝統芸能として、世界無形遺産の宣言を受け、国の重要無形文化財にも指定されている「人形浄瑠璃文楽」の普及・振興を図るため文楽の公開・普及・伝承者の育成等の運営を行う財団法人文楽協会に対し支援を行う	財団法人文楽協会を運営するために必要となる経費のうち、対象経費（事業費支出、管理費支出）の1/2以内かつ、予算額を上限として補助	S37	H25
ゆとりとみどり振興局 文化部 文化振興担当	社団法人大阪フィルハーモニー協会運営補助金	(社)大阪フィルハーモニー協会	110,000,000	1	110,000,000	110,000,000	大阪フィルハーモニー交響楽団の運営を通じて大阪の音楽文化の普及・発展を図るとともに、広く市民に親しまれるオーケストラとしての取り組みに対し支援を行う	社団法人大阪フィルハーモニー協会を運営するために必要となる経費のうち、対象経費（一般会計のうち、育成事業費・管理費・固定資産取得支出、楽団会計のうち、事業費・経常経費・事務人件費・事務費）の1/2以内かつ予算額を上限として補助	S35	H25
ゆとりとみどり振興局 文化部 文化振興担当	大阪市ユースオーケストラ運営補助金	大阪市ユースオーケストラ	1,840,000	1	1,840,000	1,840,000	青少年による交響管弦楽の演奏を通じ、青少年の情操陶冶に資すると共に音楽文化の向上に資することを目的として活動している大阪市ユースオーケストラに対し、支援を行う	大阪市ユースオーケストラを運営するために必要となる経費のうち、対象経費（人件費、楽器・楽譜整備費、練習場費、備品費、演奏会費、合宿費、会議費、事務費）の1/2以内かつ予算額を上限として補助	S49 以前	H25
ゆとりとみどり振興局 文化部 文化振興担当	大阪市舞台芸術活動振興事業助成金	舞台芸術活動を行う団体及び個人	19,000,000	96	19,000,000	13,650,000	文化の向上と文化的創造に寄与すると認められた舞台芸術活動を支援・助成することにより、舞台芸術の水準向上と発展を図るとともに市民の文化・芸術の振興を図る	審査基準を満たし審査委員会において認められた舞台芸術活動を実施するために必要となる経費のうち、対象経費（付帯設備を含む会場使用料、舞台設備費、印刷費）の1/2以内かつ20万円を上限として助成。公演規模の大きさ等から特に認められたものについては、400万円を上限として特別助成	H4	H23
ゆとりとみどり振興局 緑化推進部 管理担当	児童遊園整備費補助金	関係児童遊園及びちびっこ広場運営委員会	15,750,000	105	15,750,000	13,232,152	児童遊園の設置、既設児童遊園の遊具その他の設備の管理・更新又は増設に対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	設置費補助金については、普通児童遊園で1カ所60万円、ちびっこ広場で1カ所20万円を上限とする 整備費補助金については、普通児童遊園で1年につき15万円、ちびっこ広場で1年につき7万5千円を上限とする	S48	H23
ゆとりとみどり振興局 緑化推進部 管理担当	児童遊園運営助成金	各児童遊園及びちびっこ広場運営委員会	8,360,000	209	8,360,000	7,351,964	各児童遊園及びちびっこ広場運営委員会に対して運営費を助成することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	各児童遊園及びちびっこ広場運営委員会の運営費について補助、1団体1年につき4万円を上限とし、上限額と収支差のいずれか低いほうを助成する	S48	H23
ゆとりとみどり振興局 緑化推進部 整備担当	建造物緑化等補助金	敷地・生け垣等、建造物の緑化を行う者	27,000,000	54	27,000,000	46,538,000	敷地緑化及び建造物緑化を行う者に対し、必要な経費の一部を助成することにより、緑化の推進を図り、もって都市・地域の景観向上、環境改善及び防災に寄与することを目的とする	公共道路に面した民有地の敷地・生け垣や民間建造物の屋上などの緑化を行う者に対し、助成の平米単価上限額を、公開施設は整備費の1/2以内かつ上限2万円、限定公開施設は整備費の1/4以内かつ上限1万円、非公開施設は整備費の1/6以内かつ上限7千円、一件あたりの助成の上限額を、公開施設は100万円、限定公開施設は50万円、非公開施設は30万円として助成する	H3	H23

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
ゆとりとみどり振興局 緑化推進部 整備担当	保存樹、保存樹林 等補助金	保存樹・保存樹林 等所有者	3,000,000	15	3,000,000	2,535,000	保存樹・保存樹林等貴重な緑の保全、育成を図るために維持管理を行う者に対し、必要な経費の一部を助成することにより、都市の自然的環境の保全、維持及び景観の向上に寄与することを目的とする	大阪市の指定の保存樹・保存樹林及び文化財保護法に基いて指定された樹木の保全を図るために維持管理を行う者に対し、助成額50万円を限度として、1/2以内の額を助成する	H3	H23
経済局総務部 企画担当	成長産業チャレン ジ支援事業補助金	市内中小企業若し くは市内中小企業 を1社以上含む共同 体	140,000,000	16	0	0	次代の大阪経済を牽引すると期待される成長産業分野（環境・エネルギー分野及び健康・医療分野）におけるロボットテクノロジーなど革新的な技術を取り入れた製品・サービスの研究開発から社会導入に至るまでの各段階において、研究開発等に対し補助金を交付することにより、中小企業の競争力強化、ひいては大阪地域の競争力維持・強化を図って行く	・事業可能性検証支援：企業等が構想している研究や製品開発の初期段階において、特許・市場等調査費、技術開発費等事業可能性の検証を支援 補助率1/2、上限2,000千円まで補助 ・リーディングプロジェクト支援：成長産業分野の成長を牽引する研究開発費、実験実証費等を支援 補助率1/2、上限30,000千円まで補助 ・トライアル支援：導入コストが大きく、性能・効果等に対する評価が定まっていない革新的な製品・サービスの導入費用を支援 補助率1/2、上限10,000千円まで補助	H23	H25
経済局総務部 国際経済担当	A T C 公共的空間 整備助成（A T C 公共的空間整備事 業）	アジア太平洋ト レードセンター （株）	19,746,000	1	20,414,000	14,577,000	市民の憩いの場として利用されているオズパーク（海浜公園）について、その公共性並びにコスモスクエア地区への集客力向上など公共の福祉を増進し、地域経済の活性化に資することを目的とする	海浜公園として開放されているオズパークの管理運営にかかる必要経費の1/2について予算の範囲内で補助	H6	H24
経済局総務部 国際経済担当	地域貿易促進セ ンター事業運営補助 金	アジア太平洋ト レードセンター （株）	120,512,000	1	120,512,000	120,512,000	センターの運営に必要な経費の一部を助成し、市内の貿易促進ならびに海外企業の大阪進出を図り大阪経済の活性化に資することを目的とする	センターを運営するために必要と認められる施設賃借料、共益費について予算の範囲内で補助	H6	H24
経済局総務部 国際経済担当	貿易促進事業補助 金	アジア太平洋ト レードセンター （株）	500,091,000	1	557,217,000	364,854,000	本市貿易の振興及び本市への海外企業等の進出を促して、本市経済の国際化、活性化に資すること並びにコスモスクエア地区の活性化を図り貿易関連の中小企業及び海外企業等の集積を高め、アジア太平洋トレードセンターへの貿易関連企業の入居を促進させることを目的とする	A T C への貿易関連企業の入居にあたり、賃借料の減額を行う A T C (株) に対し、標準賃貸料と優遇賃貸料の差額について予算の範囲内で補助	H6	H24
経済局総務部 都市農政センター	水源対策事業補助 金	農業団体 外	6,002,000	10	6,002,000	2,521,000	農業生産力の維持向上と農業経営の確立をはかり、市民への新鮮野菜、花卉等の安定供給に努めるとともに、都市環境に調和した農地として保全し、市民生活に安らぎと潤いを提供するため、農業対策事業に対し補助を行い、都市と農業の共生する住みよいまちづくりに資することを目的とする	農業用井戸及びこれに付属する施設の新設又は改良事業に要する経費の1/2以内、上限130万円として補助	S33	H24
経済局産業振興部 都市産業担当	(財) 大阪市中小企 業勤労者福祉サー ビスセンター管理 運営事業補助金	(財) 大阪市中小企 業勤労者福祉サー ビスセンター	52,000,000	1	64,000,000	72,000,000	(財) 大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンターに対し、市内中小企業勤労者等の福祉の充実を図るという法人目的を達成するのに必要な管理運営にかかる事業費を補助することにより、市内中小企業の育成・支援、ひいては本市産業の振興に資することを目的とする	(財) 大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンターの管理運営費のうち、人件費（役員報酬・給与・手当・福利厚生費）、管理維持費（旅費交通費・通信運搬費・消耗品費・消耗什器備品費・印刷製本費・負担金支出・委託料・会議費・手数料・賃貸料・報償費）とする 補助率：13/20以内 補助限度額：5,200万円	H1	H23

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
経済局産業振興部 商業振興担当	商店街等活性化支 援事業補助金	商店街・小売市場 団体 外	37,000,000	6	10,000,000	23,886,000	商店街等が、新たな魅力づくりに向け、中長期的な観点のもと、知恵と工夫を活かして取り組むソフト事業を支援することにより、地域経済の振興発展に寄与することを目的とする	対象者：市内商店街・小売市場等 対象範囲：商店街等が活性化に向けて実施するソフト事業にかかる経費 〔基本〕補助率：1/3以内、上限額：100万円 〔少子高齢化に対する社会課題対応モデル事業〕補助率：1/2以内、上限200万円（初期経費相当分100万円、運営経費相当分100万円） 〔商店街等における外国人観光客受入促進事業〕案内モニター設置支援事業 補助率：1/2以内、上限額：200万円/商店街マップ制作支援事業 補助率：1/2以内、上限100万円	H19	H25
経済局産業振興部 商業振興担当	商店街共同施設等 整備支援事業補助 金	商店街団体 外	50,000,000	12	50,000,000	107,150,000	商店街等が、社会的・公共的役割を果たすとともに新たな魅力づくりに向け、知恵と工夫を活かして取り組むハード事業を支援することにより、地域経済の振興発展に寄与することを目的とする	対象者：市内商店街等 補助率：対象経費の1/4以内（補修の場合は1/5以内。オープンモール化の場合は1/2以内） 上限額：1,000万円（補修の場合は500万円。オープンモール化の場合は2,000万円）	H5	H24
経済局産業振興部 金融担当	大阪市中小企業制 度融資代位弁済補 助金	大阪市信用保証協 会	27,773,000,000	1	33,061,000,000	12,110,830,284	中小企業者の金融の円滑化に資することを目的とする	代位弁済額の85～100%を補助 ただし、代位弁済額の8割程度は、協会から本市に返還(返還金は、日本政策金融公庫(国)の保険金(代弁額の約7～8割)、及び回収金)	S17	H24
経済局産業振興部 金融担当	大阪市中小企業制 度融資信用保証料 補助金	大阪市信用保証協 会	728,906,000	1	865,246,000	738,070,238	制度融資の円滑な実施に資することを目的とする	特定の制度融資の保証料の一部又は全部を補助	S48	H25
環境局環境保全部 環境管理担当	UNEP支援事業 補助金((公財)地 球環境センター活 動支援補助金)	(公財)地球環境セ ンター	86,661,000	1	99,216,000	94,479,000	公益財団法人地球環境センターが実施するUNEP国際環境技術センターの支援事業及び国際環境協力事業に要する経費を補助し、UNEP国際環境技術センター誘致時の国際協約を果たすことにより、本市の環境分野における国際協力を推進することを目的とする	UNEP支援事業費、調査研究事業費、情報提供事業費、研修・シンポジウム事業費、関連機関等交流事業費、役員及び地方自治体からの派遣職員を除く人件費、一般管理費について1/2以内を補助	H3	H24
環境局環境保全部 環境管理担当	環境保全設備資金 融資代位弁済補助 金	大阪市信用保証協 会	3,903,000	1	5,546,000	0	大阪市環境保全設備資金融資の保証に伴う代位弁済により大阪市信用保証協会がこうむる損失を補填することにより、融資制度の円滑な運用を図る	大阪市信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合、当該弁済額の95%を補助	S42	H25
環境局環境保全部 環境管理担当	環境保全設備資金 融資利子補給金	大阪市信用保証協 会の保証付融資を 受けている中小事 業者	342,000	4	653,000	242,596	中小事業者の金利負担を軽減することにより、事業者の環境対策を促進し、市民の生活環境の改善を図る	中小規模事業者が公害防止設備の導入、工場移転、低公害車への買い換え等にあたり融資を受ける場合に利子補給を実施。 平成7年1月5日から平成13年3月31日に融資を受けたものは1.5%、平成13年4月1日から平成14年3月31日に融資を受けたものは1.0%、平成14年4月1日から平成19年9月30日に融資を受けたものは0.8%を補助し、平成19年10月1日以降に融資を受けたものは1.5%を超える利子について0.8%を上限として補助	S42	H25
環境局環境保全部 土壌水質担当	土壌汚染対策事業 助成金	汚染原因者でない 土地所有者	7,500,000	1	7,500,000	0	土壌汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことにより、市民の健康の保護を図る	土壌汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者（汚染原因者でない者であって、費用負担能力の低い者）に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成	H15	H23

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
環境局環境保全部 環境規制担当	テレビ受信障害防 止対策補助金	(財)空港環境整備 協会	9,995,000	2	13,218,000	51,535,375	(財)空港環境整備協会が実施する航空機騒音対 策事業に要する経費の一部を補助することによ り、大阪国際空港周辺における航空機の運行に よるテレビ受信障害対策の推進を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による 障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音 対策区域内でNHK放送受信料を支払った者に 受信料の助成を行う(財)空港環境整備協会に 対して補助	S48	H24
環境局環境保全部 環境規制担当	生活保護等世帯空 気調和機器稼働費 補助金	航空機騒音防止工 事を受けた住宅に 居住する生活保護 等世帯	111,000	15	207,000	642,045	航空機による騒音防止工事を受けた住宅に居住 する生活保護等世帯に対して空気調和機器の稼 働費の一部を補助することにより、騒音障害の 防止・軽減等を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による 障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音 にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居 住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世 帯主に対して、7～10月の電力料金のうちク ラ一稼働費相当分を補助 上限1万円	H1	H24
環境局環境保全部 環境規制担当	空気調和機器機能 回復工事等補助金	航空機騒音防止工 事を受けた住宅の 所有者等	3,598,000	83	24,283,000	29,490,190	航空機騒音対策区域に所在し、騒音防止工事 を受けた住宅の所有者等に対して空調機の機能回 復等に要する経費の一部を補助することによ り、航空機の騒音により生じる障害の防止・軽 減を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による 障害防止等に関する法律」に基づく航空機にか かる騒音防止工事の実施時に設置した空調機の 機能回復工事及び再更新工事に要する経費の一 部を当該住宅の所有者等に対して補助 国との協調補助であり、工事は(独)空港周辺 整備機構が実施する。同機構が所有者等から委 任を受けた場合には、同機構が補助金を支出 する	H3	H24
環境局環境施策部 地球温暖化対策担当	太陽光発電普及促 進事業補助金	太陽光発電設備を 設置する市民及び 市内事業者	220,500,000	1,015	220,500,000	164,346,000	家庭・事業所における太陽光発電の普及促進に より、温室効果ガスの排出抑制を図ることを目 的とする	太陽光発電設備を設置する市民及び市内事業者 に対し、発電出力1kWあたり7万円の設置費補 助を行う(上限額：戸建住宅28万円、事業所等 140万円)	H21	H24
環境局環境施策部 地球温暖化対策担当	ドライ型ミスト装 置設置補助金	市内中心部(北 区、中央区、西 区)の公開空地等 でドライ型ミスト 装置を設置・使用 する市民及び事業 者	5,000,000	10	5,000,000	0	ドライ型ミスト装置の普及拡大により、ヒート アイランド現象の緩和を図る	ドライ型ミスト装置を設置・管理し、夏期に使用 する市民及び民間事業者に対し、設置費用の 1/3を補助する ただし、補助上限額は1件あたり50万円とする	H22	H23
環境局事業部 産業廃棄物規制担当	微量PCB汚染廃 電気機器等分析促 進補助金	微量PCB汚染廃 電気機器等の使用 事業者	8,164,000	628	9,975,000	0	PCB廃棄物の実態把握と適正処理を推進するた め、微量PCB汚染廃電気機器等の使用事業者 に自主検査を促すことを目的とする	微量PCB汚染廃電気機器等の使用事業者が行う PCB分析費用の1/2を補助する ただし、1台あたりの分析費用の上限額は 15,000円までとする	H22	H23
都市整備局 企画部まちづくり 事業企画担当、 まちづくり事業部 HOPEゾーン 事業担当	大阪市HOPE ゾーン事業・大阪 市マイルドHOPE ゾーン事業協議 会助成	船場地区HOPE ゾーン協議会、平 野郷HOPEゾ ン協議会 他	4,525,000	7	16,362,000	18,180,000	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業は、 本市との協働のもと、地元住民等(住民・企 業・まちづくり団体等)が主体となって、居住 地魅力の向上やまちなみ整備を図るものであ り、本事業の主体となる地元住民等で構成され たHOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議 会へ助成を行うことにより、地域住民等の総意 に基づく自主的なまちづくりの促進を図ること を目的とする	○対象者：住民・企業・まちづくり団体等によ り構成された、まちなみ形成を検討し事業を推 進する組織 ○補助対象の範囲：広報・啓発活動費、各種研 究会の開催等に要する費用、運営事務費 ○補助の額：地区面積に応じて算定した額を限 度に補助	H11	H25
都市整備局 企画部まちづくり 事業企画担当、 まちづくり事業部 HOPEゾーン 事業担当	大阪市HOPE ゾーン事業・大阪 市マイルドHOPE ゾーン事業ま ちなみ修景補助	事業区域内におい て一定の条件を満 たすよう建築物の 外観等の整備を行 う者等	77,500,000	30	68,500,000	50,075,000	HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事 業区域にふさわしいまちなみ形成のため必要と 認められる整備を行なうものに対して、その費 用の一部を補助することにより、地域の特徴を 活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図 る	○対象者：事業区域内で修景を行なう土地所有 者等 ○補助対象の範囲：建築物の外観等の修景整備 にかかる設計費、工事費 ○補助金額：補助対象経費×2/3以内(補助金 額のうち国50% 市50%)〈建物種別等に応じ て別途定める額を上限)	H11	H23

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
都市整備局 企画部まちづくり 事業企画担当、 まちづくり事業部 HOPEゾーン 事業担当	大阪市HOPE ゾーン事業共同施 設整備費補助	事業区域内におい て一定の条件を満 たすよう共同施設 の整備を行う者等	5,500,000	4	18,000,000	4,639,000	HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン区 域の地区住民のまちなみ形成のための活動支援 又は地域の景観形成に資するために設置する共 同施設の整備を行なうものに対して、その費用 の一部を補助することにより、地域の特徴を活 かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	○対象者：事業区域内で共同施設整備を行なう 土地所有者等 ○補助対象の範囲：共同施設の修景整備にかか る設計費、工事費 ○補助金額：補助対象経費×2/3以内（補助金 額のうち国50% 市50%）	H15	H23
都市整備局 企画部まちづくり 事業企画担当	まちなみ資源の再 生・活用事業補助	歴史的建築物等の 再生整備事業を行 う建物所有者等	12,000,000	2	0	0	水と光の回廊エリア、大阪城・難波宮エリアな どの事業地区において、大阪の特徴的な歴史資 産であり、近年、観光資源としても価値が再認 識されつつあるレトロビル等の歴史的建築物を 所有者等と協働して修復、再生しライトアップ して、観光・文化等に活用することにより、都 市居住地魅力を向上させるもの	○対象者：事業区域内で修景・ライトアップを 行なう建物所有者等 ○補助対象の範囲：建築物の外観等の修景整 備、ライトアップにかかる工事費 ○補助金額：補助対象経費×1/2以内（補助金 額のうち国50% 市50%）〈限度額600万円〉	H23	H25
都市整備局企画部 住宅政策担当	大阪市マンション 管理・建替支援	分譲マンションの 管理組合	2,000,000	2	3,000,000	660,000	分譲マンションの建替えの検討を進めていくに あたり、初動期の円滑な合意形成を支援するこ とを目的とする	分譲マンションの建替えの検討を行う管理組合 等に対して、検討費用の一部（補助対象の1/3 で、1件当たり150万円を上限）を補助する	H15	H25
都市整備局企画部 住宅政策担当	エコ住宅購入融資 等利子補給金	一定の基準を満た すエコ住宅を民間 金融機関等の融資 を受けて取得する 者、又は、エコ住 宅へ改修する者	1,150,000	31	0	0	一定の基準を満たしていることを大阪市が認定 した「エコ住宅」を取得する者、又は、「エコ 住宅」へ改修する者に対して利子補給を行うこ とにより、省エネルギー・省CO2に配慮された 住宅の普及を促進する	フラット35や民間金融機関の融資を受け、「エ コ住宅」を取得する者、又は、「エコ住宅」へ 改修する者に対し、融資額の償還元金残高（限 度額2,000万円）を対象に年0.5%以内の利子補 給を償還開始より5年間行う	H23	H25
都市整備局企画部 防災・耐震化 計画担当	大阪市耐震診断・ 改修補助事業補助 金	民間住宅等所有者 耐震診断事業者	538,360,000	1,057	234,110,000	149,837,000	市内にある住宅の所有者等を対象に、耐震診 断・耐震改修にかかる費用の一部を補助するこ とにより、住宅の耐震化を促進する	・一定の条件を満たす建物所有者または耐震診 断事業者に対し、診断費用等の一部（限度額あ り）を補助する 補助率 戸建住宅等9/10以内 マンション1/2以内 ・一定の条件を満たす建物所有者に対し、改修 費用の一部（限度額あり）を補助する 補助率 戸建住宅等1/2以内 マンション15.2%～23%以内	H17	H25
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	防犯カメラ設置費 補助	マンション管理組 合や町会、駐車場 事業者等	9,370,000	140	78,018,000	1,022,187,989	市民の防犯への意識を高め、街頭犯罪発生を抑 止を図ることで、誰もが住みよい安心・安全な まちの実現及び大阪市のマイナスイメージの払 拭に寄与する	マンション管理組合や町会、駐車場事業者等 が、地域防犯対策に資する防犯カメラを設置す る場合に、その費用の一部（補助対象の1/2 で、1台あたり10万円を上限）を補助する ※但し、23年度以降の新規受付は廃止	H21	H25
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	民間すまいりんぐ 供給事業家賃減額 補助	大阪市住宅供給公 社 他	2,354,164,000	18	2,472,708,000	2,486,789,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者 の家賃を軽減することを目的とする	事業者（賃貸住宅の所有者）に対して、入居者 の家賃を減額するための費用（契約家賃と入居 者負担額（入居者が実際に支払う金額）の差 額）を補助する	H6	H23
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	特定優良賃貸住宅 供給促進事業家賃 減額補助	大阪市住宅供給公 社	412,367,000	1	412,493,000	431,181,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者 の家賃を軽減することを目的とする	事業者（賃貸住宅の所有者）に対して、入居者 の家賃を減額するための費用（契約家賃と入居 者負担額（入居者が実際に支払う金額）の差 額）を補助する	H8	H25
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	高齢者向け優良賃 貸住宅供給促進事 業家賃減額補助	大阪市住宅供給公 社	116,289,000	1	107,530,000	99,472,000	高齢者の居住の安定を確保するため、入居者 の家賃を軽減することを目的とする	事業者（賃貸住宅の所有者）に対して、入居者 の家賃を減額するための費用（契約家賃と入居 者負担額（入居者が実際に支払う金額）の差 額）を補助する	H10	H25

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	大阪市住宅市街地 総合整備事業補助	大阪市住宅供給公 社	23,246,000	1	10,644,000	18,234,000	「大都市法」並びに「住宅市街地総合整備事業 制度要綱」の規定に基づき、良好な共同住宅等 を建設すること	事業者が行う住宅建設等の共同施設整備等に要 する費用の2/3以内（国45%、市55%）を補助 する	H16	H23
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	留学生向け借上賃 貸住宅供給事業家 賃減額補助	大阪市住宅供給公 社	38,448,000	1	38,448,000	37,590,973	国際交流の一環として、留学生施策の拡充のため、 入居者の家賃負担を軽減することを目的と する	留学生向け住宅の管理者に対して、入居者の家 賃を減額するための費用（契約家賃と入居者負 担額（入居者が実際に支払う金額）の差額）を 補助する	H10	H31
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	地域優良賃貸住宅 （一般型）供給促 進事業建設費補助	大阪市住宅供給公 社	87,545,000	1	119,996,000	4,470,000	市内の居住水準の向上と市内居住を促進するた め中堅所得者層を対象とする良質な賃貸住宅を 供給すること	住宅の全体工事費の1/3(国45%、市55%)を補 助する	H6	H23
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	地域優良賃貸住宅 （高齢者型）供給 促進事業建設費補 助	大阪市住宅供給公 社	87,022,000	1	142,876,000	5,069,000	高齢者の居住の安定を確保するため高齢者を対 象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅の全体工事費の1/3(国45%、市55%)を補 助する	H10	H23
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	大阪市新婚世帯向 け家賃補助	市内の民間賃貸住 宅に居住する新婚 世帯	4,748,104,000	29,510	4,899,056,000	4,970,096,000	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し て家賃の一部を補助することにより、若年層の 市内定着を促進し、活力あるまちづくりを進める	市内の民間賃貸住宅に居住し、一定の要件を満 たす新婚世帯に対して、最長72ヶ月、実質家賃 負担額（家賃－住宅手当額）と5万円との差額 を補助する（月額上限額は、36ヶ月目まで1万5 千円、37ヶ月目以降2万円）	H3	H24
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	特定優良賃貸住宅 供給促進事業利子 補給	大阪市住宅供給公 社	278,258,000	1	288,356,000	306,293,204	市内の居住水準の向上と市内居住を促進するた め中堅所得者層を対象とする良質な賃貸住宅を 供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設し た場合に、償還元金残高を対象に、償還開始か ら10年間について2%、その後10年間について 1%の利子補給を行う	H6	H23
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	高齢者向け優良賃 貸住宅供給促進事 業利子補給	大阪市住宅供給公 社	76,550,000	1	77,610,000	78,646,449	高齢者の居住の安定を確保するため高齢者を対 象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設し た場合に、償還元金残高を対象に、償還開始か ら10年間について2%、その後10年間について 1%の利子補給を行う	H10	H23
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	特定賃貸住宅建設 融資利子補給	㈱みずほ銀行 他	35,023,000	39	59,442,000	119,029,543	土地所有者等の行う賃貸住宅の建設に要する資 金の融資の斡旋を行い、未利用地の住宅用地と しての有効利用と良質な賃貸住宅の建設促進を 行う	融資金融機関に対し、融資対象者の未償還額に 本制度実施要綱に定める利子補給率を乗じて得 た額を全額融資実行日の翌日から起算して、最 大15年間利子補給する	S49	H27
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	大阪市民間分譲マ ンション購入融資 利子補給	市内の民間分譲マ ンションを住宅金 融支援機構のマン ション融資を受け て購入する子育て 世帯	573,000	12	3,938,000	23,284,000	子育て世帯に対して利子補給を行うことによ り、購入者の初期負担の軽減を図り、持家取得 の一層の促進により子育て層・中堅層の市内定 着を図る	民間分譲マンションを住宅金融支援機構の融資 を受けて取得する子育て世帯に対し、住宅金融 支援機構基本融資額の償還元金残高を対象に年 0.5%以内の利子補給を償還開始より5年間行 う ※但し、H14.3までの融資申込者は1%以内	H10	H23
都市整備局企画部 民間住宅助成担当	大阪市子育て世帯 向け分譲住宅購入 融資利子補給	市内の民間住宅を 民間金融機関等の 融資を受けて購入 する子育て世帯	87,937,000	1,489	148,916,000	140,540,000	子育て世帯に対して利子補給を行うことによ り、購入者の初期負担の軽減を図り、持家取得 の支援・促進により子育て層・中堅層の市内居 住の定着を図る	民間分譲住宅(マンション、戸建て、タウンハ ウス等)を住宅フラット35や民間金融機関の融 資を受けて取得する子育て世帯に対し、融資額 の償還元金残高(限度額2,000万円)を対象に年 0.5%の利子補給を償還開始より5年間以内 (融資利率-1%で0.5%上限) ※但し、H22.3までの融資申込者は0.5%以内、 3年間以内	H17	H24

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
都市整備局企画部 民間開発担当	大阪市市街地再開 発事業補助	茶屋町東地区市街 地再開発事業組合	181,360,000	10	199,500,000	219,300,000	大阪市内において市街地再開発事業を施行する ものに対し、これに要する費用を補助すること により計画的な街づくりを促進し、あわせて都 市における土地の合理的かつ健全な高度利用と 都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄 与すること	市街地再開発事業を施行するもの(市街地再開 発組合等)に対し、都市計画決定時から事業完 了までの間、国庫補助対象として国が認めた内 容のもの1/3の範囲内(地方公共団体(府・ 市)分)で補助を行う	S51	H23
都市整備局企画部 民間開発担当	大阪市都市防災不 燃化促進助成	不燃化促進区域内 で一定の基準に適 合した耐火建築物 を建設する者で申 請を行った者	25,628,000	10	9,838,000	8,723,000	健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再 生を図り、もって公共の福祉に寄与する(避難 路沿道での耐火建築物の早期建設を促進し、都 市の防災性向上を図る)	大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の 生命・身体及び財産を保護するため、指定する 避難路の沿道区域において一定の基準に適合す る耐火建築物を建設される方に対し助成を行う 助成額は3階までの延べ床面積に応じて、 2,151千円から11,906千円以下	S55	H25
都市整備局企画部 民間開発担当	住民参加による街 づくりの促進のた めの助成	フレッシュ鶴橋再 開発連絡協議会	500,000	1	500,000	500,000	区画整理事業及び市街地再開発事業を積極的に 促進しようとする地域団体が行う調査研究その 他の活動に要する費用について補助し、又は技 術的援助その他の役務を提供することにより、 地域住民の総意に基づく街づくり、地域住民自 らの手による街づくりの促進を図ることを目的 とする	○対象者：区画整理・市街地再開発を積極的に 促進しようとする地域団体で、地域住民を代表 する組織・構成・運営方法を備えた団体 ○補助対象経費：地域団体が行う街づくりに関 する調査研究その他の活動に要する費用につい て補助 ・調査研究費(調査費、広報活動費など) ・運営事務費(備品購入費、消耗品費など) ○補助金額：『ha当り補助限度額×対象地区面 積+一律補助額』によって算出された額	S49	H24
都市整備局 まちづくり事業部 密集市街地整備担当 生野南部事務所	大阪市民間老朽住 宅建替支援事業建 替建設費補助制度 (建替促進) 補助	一定の要件を満た す老朽住宅の建替 を行う者	188,840,000	273	217,507,000	97,354,000	民間老朽住宅の良質な住宅への建替の促進と良 好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民 間土地所有者等が既存の民間老朽住宅を売却し 良質な住宅の建設を行なう場合、それらに要す る費用の一部について補助を実施する	民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助 する 補助対象者は民間老朽住宅の土地所有者等 補助対象の範囲は、設計費、除却費、空地等整 備費、共同施設整備費等で、建替の形態によっ て異なる 補助対象項目ごとに限度額あり	H5	H25
都市整備局 まちづくり事業部 密集市街地整備担当	大阪市民間老朽住 宅建替支援事業 従前居住者家賃補 助	一定の要件を満た す老朽住宅を建替 する際の従前居住 者	9,782,000	50	15,065,000	10,736,000	都市の防災性や耐震性の向上を図り、災害に強 い安全なまちづくりを推進するとともに、良質 な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成 を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既 存の民間老朽賃貸住宅を売却し、従前居住者が 建替後の住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸 住宅へ転出入居する場合等、一定の要件を満た せば家賃の一部について補助を実施する	建替後の賃貸住宅へ再入居あるいは市内の民間 賃貸住宅へ転出入居する場合に家賃差額の一部 を補助する 補助対象者は、従前建物の入居者 補助対象経費は、従後家賃。補助額は従後家賃 の1/2以内 限度額は、月額25,000円(高齢者世帯等は 35,000円)	H5	H25
都市整備局 まちづくり事業部 密集市街地整備担当 生野南部事務所	大阪市狭あい道路 拡幅促進整備補助	一定の要件を満た す建築主等	24,166,000	92	17,764,000	2,132,000	幅員が4m未満の狭あい道路は、災害時や緊急 時の消火・避難などの支障となるだけでなく、 通風や採光といった住環境の面においても課題 となっていることから、建替え等に際し、建築 主等の協力を得て、建築基準法に基づく後退部 分を道路として整備することを促進し、密集住 宅市街地における防災性及び住環境の向上を図 り、安全で快適なまちづくりを推進することを 目的とする	・交付対象者及び申請資格 「特に優先的な取組みが必要な密集住宅市街 地」における狭あい道路(幅員が4m未満の道 路)に面する敷地において、建替え等に際し、 建築基準法に基づく後退部分を道路として整備 する建築主等 ・補助対象経費 道路後退に伴う狭あい道路整備費用 ・補助金額 補助対象経費×2/3 (補助金額のうち国50% 市50%)	H20	H25

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
都市整備局 まちづくり事業部 密集市街地整備担当	大阪市まちかど広 場整備事業従前建 築物除却制度補助	まちかど広場整備 予定地の土地所有 者等	1,528,000	1	1,516,000	0	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」において、不燃化の促進と地域防災活動の場の確保を図るとともにコミュニティを活かした地域防災力の向上に寄与するまちかど広場整備のために土地を貸し出す土地所有者等に対して、その用地に存在する建築物等を除却する場合、その費用の一部について補助を実施する	・交付対象者及び申請資格 市が認めるまちかど広場の用地として、土地を貸し出す土地所有者等 ・補助対象経費 まちかど広場予定地上にある建築物等の除却に要する経費 ・補助金額 補助対象経費×2/3 (補助金額のうち国50% 市50%)	H20	H25
都市整備局 まちづくり事業部 密集市街地整備担当	主要生活道路不燃 化促進整備補助	主要生活道路沿道 の一定の要件を満 たす建築物の建替 を行う者	8,284,000	5	18,656,000	0	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区：約1,300ha)」のなかでも、避難路へつながる主要な生活道路(概ね幅員6m以上の道路)が不足する地域において、災害時の延焼遅延や避難・消防活動の円滑化に向け、地域住民によるまちづくり協定等が締結された路線を「防災コミュニティ道路」と認定し、沿道建築物の建替えにあわせたセットバックと不燃化を誘導するため、建替等に要する費用の一部について補助を実施する	建築物の建替等に要する費用の一部を補助する 補助対象者は、土地所有者等 補助対象は、設計費、除却費、耐火構造費、セットバック部分整備費(補助対象項目・敷地条件別に限度額あり)	H21	H24
都市整備局 まちづくり事業部 密集市街地整備担当 生野南部事務所	狭あい除却費補助 金	一定の要件を満 たす老朽木造住宅 の除却を行う土地 所有者等	30,674,000	53	0	0	地震時における老朽木造住宅の延焼や倒壊による道路閉塞の危険性を低減させるため、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」内で狭あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地所有者等が除却する場合、それに要する費用の一部について補助を実施する	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地」内で狭あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地所有者等、一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する 補助対象者は民間老朽住宅の土地所有者等 限度額：集合住宅150万円 戸建住宅75万円	H23	H25
都市整備局 まちづくり事業部 住宅地区改良担当 生野南部事務所 住宅部 建替改善担当	大阪市住宅地区改 良事業等における まちづくり協議会 助成	各住宅改良地区ま ちづくり協議会	29,680,000	7	37,920,000	20,940,000	まちづくり協議会の活動に対する助成・支援をする地方公共団体に国が補助する制度を受けて、市民と本市が協力して住宅地区改良事業等を実施するにあたり、計画策定のために行う住民等の自発的なまちづくり協議会活動に助成すること	○対象者：住宅地区改良事業等を施行中又は施行予定の区域及びその隣接地域において、住宅地区改良事業等を通じて暮らしよいまちをつくるため、自発的に住民等により組織され住民等の意見を代表する非営利の団体(まちづくり協議会) ○補助対象経費：まちづくり協議会による調査研究活動、運営に要する経費 ○補助金額：補助対象経費×2/3(補助金額のうち国50% 市50%) (補助限度額は824万円)	H12	H23
建設局道路部 事業調整担当	道路公社駐車場建 設資金償還に伴う 資金借入金利子補 給補助金	大阪市道路公社	379,474,000	1	344,943,000	268,270,000	道路公社の経営健全化に資するため	道路公社駐車場の建設資金償還に伴う資金借入金に係る利子支払いに要する経費を、予算の範囲内で補助する	H20	H43
港湾局計画整備部 振興担当	港湾労働者福利厚 生事業補助金	(財)大阪港湾福利 厚生協会	3,000,000	1	3,000,000	5,000,000	大阪港における港湾労働者の士気を高めるとともに、港湾作業能率の向上を図ることで大阪港の競争力の強化につなげることを目的に実施する港湾労働者福利厚生事業を推進することを目的とする	大阪港を主たる勤務場所とする港湾労働者の福利厚生向上を目的として当該年度に実施する事業にかかる光熱水費のうち、補助対象者が申請する経費で補助対象経費の1/2を超えない額を予算の範囲内で補助	S38 以前	H24

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
港湾局計画整備部 戦略港湾担当	阪神港モーダルシ フト補助金	補助要件を満たす 輸送依頼者及び輸 送事業者の連合体	80,000,000	0	0	0	国際コンテナ戦略港湾に選定された阪神港の具 体的施策として、神戸市との連携により、内航 フィーダー等、国内からのコンテナ貨物の集荷 対策として実施する	次の4つの事業により、阪神港を經由するコン テナ貨物について、輸送方法の転換や新規貨物 及び貨物の増加に対しT E U (20フィートコ ンテナ換算による個数)あたり2,000円(1事業 あたりの上限1,000万円)を補助 ①海上モーダルシフト事業 ②鉄道モーダルシフト事業 ③陸上輸送距離短縮事業 ④コンテナラウンドユース事業	H23	H25
教育委員会事務局 総務部 施設整備担当	学校運動場の芝生 化事業に対する補 助金	運動場の芝生化実 行委員会等	3,255,000	35	2,139,000	890,700	地域との交流、学校における緑化及び環境学習 の促進を図ることを目的として、地域の協働に より学校運動場の芝生の整備事業を行う者に対 し、補助金を交付するものとする	芝生化にかかる2年目以降の維持管理経費の 1/2(上限：毎年1㎡あたり100円、事業開始翌 年度より3ヵ年以内)	H17	H23
教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補 助金(給食費補 助)	準要保護家庭の児 童生徒の保護者	1,334,188,000	33,624	1,375,565,000	1,340,488,096	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に 基づき、経済的な理由により、就学が困難な児 童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保 を図り、義務教育の円滑な実施に資することを 目的とする	就学が困難であると認定され、生活保護に準ず る程度に困窮している者(準要保護者)に対し て、学校給食費の支給を行う	S34	H25
教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補 助金(医療費援 助)	要保護・準要保護 家庭の児童生徒の 保護者	102,531,000	14,393	100,776,000	97,658,723	教育基本法第4条3項、学校教育法第19条、学 校保健安全法第24条に基づき、経済的な理由に より、就学が困難な児童生徒に対して、必要な 援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑 な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者 (要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮し ている者(準要保護者)に対して、学校保健安 全法で定める対象疾病にかかる医療費の援助を 行う	S34	H25
教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪市P T A協議 会運営補助金	大阪市P T A協議 会	1,200,000	1	1,200,000	1,200,000	社会教育法において、教育委員会が指導助言を 与え、事業に必要な援助を行うとされている社 会教育関係団体として、本市校園P T Aを組織 する協議体である大阪市P T A協議会の運営に 対し補助する	大阪市P T A協議会の運営に要する経費、その 他協議会において行う国や他都市状況などのP T Aに関わる情報収集や会員間の情報共有に要 する経費について補助を行う	S53	H23
教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	(財)大阪国際平和 センター運営費補 助金	(財)大阪国際平和 センター	52,964,000	1	42,392,000	38,550,801	大阪府と連携し、戦争の悲惨さと平和の尊さを 次の世代に伝えるとともに、平和の首都大阪の 実現をめざし、世界平和に貢献することを目的 に、府市共同で(財)大阪国際平和センターを設 立し、以降、府とともに運営費補助をおこなっ ている	(財)大阪国際平和センターの運営費のうち、事 業費については府市で1/2ずつを補助し、管理 費については財団自主財源を差し引き、維持管 理部分は府市1/2ずつを補助する	H3	H24
教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	キッズプラザ大阪 運営等補助金	(財)大阪市教育振 興公社	139,235,000	1	139,235,000	479,984,283	扇町地区の土地信託事業として、財団法人大阪 市教育振興公社が実施している「キッズプラザ 大阪」の運営を補助し、本市児童文化の情報発 信拠点として、子どもたちの健全育成を図る	本市施策に必要なキッズプラザ大阪を運営す るために最低限必要となる管理運営にかかる 経費について、補助率を1/2の額を上限とし 予算の範囲内で補助を行う	H9	H24
教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	国指定文化財管理 費補助金	国指定文化財所有 者	579,000	5	579,000	495,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文 化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持 管理のために、必要な補助を行うことにより、 文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発 展に資することを目的とする	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等 維持管理費総事業費の1/4を補助	S55	H23
教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	市指定文化財保存 修理事業費補助金	市指定文化財所有 者	2,500,000	2	2,500,000	4,978,000	条例の規定により指定された文化財の保存修理 を行う文化財の所有者等に対して、必要な補助 を行うことにより、文化財の保護を図り、市民 の文化の向上及び発展に資することを目的とする	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行 わない文化財としての価値を損なう恐れのある ものについて、審査を行い、審査に合格した文 化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2に ついて補助金を交付する	H12	H25

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当	全国中学校体育大会選手派遣補助金	全国中学校体育大会参加者の保護者	2,224,000	159	3,894,000	3,656,100	全国中学校体育大会に参加する本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会を保障することで心身ともに健康な中学生の育成を図ることを目的とする	全国中学校体育大会に出場する中学生に対する交通費および宿泊費の補助 なお、補助額は市長の認める予算の範囲内で、交通費は、JR大阪駅から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限 また、空路の方が合理的な場合は、空路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする。ただし、運賃の積算、空路の利用については、大阪市職員の旅費にかかる条例をもとに積算する 宿泊費は、実費とする ただし、1泊上限3,500円、かつ、3泊を上限	不明	H25
教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	市奨学費（奨学費補助金）	本市在住高校生および高専生	467,002,000	5,056	467,479,000	472,111,700	経済的理由のために高等学校又は高等専門学校の修学に困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを目的とする	対象者：市内在住高校生および高専生 金額：平成22年度入学生から 入学資金35,000円（1年生のみ） 学習資金72,000円（年額：1～3年生） 平成21年度までの在校生 奨学費 10,900円（月額）	S24	H24
教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金（学用品費等補助）	要保護・準要保護家庭の児童生徒の保護者	1,380,508,000	51,889	1,553,166,000	1,362,436,804	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者（要保護者）、生活保護に準ずる程度に困窮している者（準要保護者）に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備金（1年生のみ）の支給を行う（修学旅行費以外は準要保護者のみ）	S34	H25
教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金（中学校夜間学級学用品費等補助）	本市在住中学校夜間学級生徒、またはその保護者	6,631,000	260	7,060,000	3,928,240	大阪市内に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする	就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒に対して、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費の支給を行う	S45	H23
教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金（視覚・聴覚特別支援学校高等部学用品費等補助）	視覚・聴覚特別支援学校高等部専攻科生徒の保護者	1,133,000	45	740,000	692,774	視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費について、本市が一部を補助することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする	「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁基準に規定する第1段階及び第2段階に該当する者で、本市の援助を希望する者に対して、学用品費、通学用品費の支給を行う	S32	H25
教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金（小・中学校特別支援学級学用品費等補助）	大阪市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者	44,036,000	1,583	44,901,000	40,730,725	小学校及び中学校の特別支援学級への就学に係る保護者等の経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする	小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支給基準により経済的負担能力に応じて、学用品費、通学用品費、入学準備金（1年生のみ）、郊外活動費、修学旅行費、学校給食費、交流学習交通費、職場実習交通費（中学生のみ）、通学費を支給する	S46	H23

市街地再開発事業会計

(単位：円)

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度 支出予 定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開 始年度	終期又 は次回 検 証 年 度
都市整備局 阿倍野再開発事務所 施設建設担当	大阪市市街地再開 発事業補助	特定建築者	1,517,839,000	4	1,712,071,000	4,210,759,000	大阪市内において市街地再開発事業をする者に対し、これに要する費用を補助することにより、計画的な街づくりを促進し、あわせて都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする	A2棟等の建設に要する費用について、補助対象（国庫補助対象として要領又は要綱により国が認めた内容のもの）のうち、特定建築者が取得する部分に係る費用については2/3以内、それ以外の部分に係る費用については3/3以内を補助金として交付する	H18	H23

中央卸売市場事業会計

(単位：円)

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度支出予定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
中央卸売市場	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟入居促進事業補助金	新規に本市中央卸売市場本場外から業務管理棟へ入居する者	442,000	1	442,000	0	本市中央卸売市場本場の活性化と市場機能の充実を図るため、業務管理棟への入居に際して入居移転関連費の一部を補助金として交付することについて必要な事項を定め、もって入居促進の一助とすることを目的とする	本場業務管理棟への入居促進の一助とするため、移転費用のうち入居先の面積に対し4,000円/㎡を限度に補助する。なお、実際に支出した移転費用を超えないこととする	H18	H23
中央卸売市場	大阪市中央卸売市場記念事業補助金	記念事業委員会	7,000,000	1	0	0	市場において、卸売業者等で構成する記念事業委員会が実施する記念事業に要する経費に対し、委員会に補助金を交付し、もって市場のPRや生鮮食料品の消費の喚起を促すなど市場の活性化を図ることを目的とする	市場のPRや生鮮食料品の消費の喚起を促すなど、市場の活性化に寄与する周年記念として行う「記念イベント」、「記念式典」に対し、事業費(表彰、広報、会場借上げ、警備、清掃等に係る経費)を予算の範囲内において補助する(平成23年度は本場開設80周年のため「80周年記念事業」を実施)	H18	H23

港営事業会計

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度支出予定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
港湾局 臨海地域活性化室 立地促進担当	咲洲コスモスクエア地区立地促進助成制度	咲洲コスモスクエア地区内の市有地を購入し、本市の定める特定産業分野に関する研究開発施設等、又はそれを支援する生活利便施設を整備する事業者	542,099,000	1	1,923,705,000	0	咲洲コスモスクエア地区における研究開発拠点の形成を促進し、もって大阪経済の活性化と都市再生に資することを目的とする	コスモスクエア地区内の市有地を購入し、本市の定める特定産業分野に関する研究開発施設等、又はそれを支援する生活利便施設を整備する事業者に対し、用地取得費の30%(上限10億円)を助成する	H16	H23

下水道事業会計

(単位：円)

所 管	支出名称	支出先	23年度予算額	23年度支出予定件数	22年度予算額	21年度支出額	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
建設局 経理担当	水洗便所設備費助成	水洗便所に改造する申請者	750,000	4	760,000	0	処理区域内の汲取便所又は浄化槽による便所の水洗便所への改造の促進のため	汲取り便所1戸につき100,000円、浄化槽便所1戸につき80,000円で、所得制限あり なお別途、非課税世帯やひとり親世帯、障害者世帯等への特別助成(50,000円～150,000円以内)、排水設備設置困難世帯への特別助成(1,000,000円以内で工事費の4/5、汲取り改造のみ)あり	S33	H23
建設局 下水道施設管理担当	雨水貯留タンク普及促進助成	市内に雨水貯留タンクを設置する申請者	3,000,000	100	3,000,000	591,000	総合的な浸水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の利用を目的とした雨水貯留タンクを設置する市民に対し助成金を交付する	市内の住宅等に設置される市販の雨水貯留タンク1基につき3万円を上限として、購入費の1/2を助成する	H18	H25

2.新規補助金等概要シート

補助金に関する問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(1) 補助内容

番号	1	所管	市民局市民部安全まちづくり担当		
名称	大阪市街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金				
交付先	街頭犯罪多発地域内にある対象駅周辺の町会				
交付目的	街頭犯罪多発地域に防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る。				
事業の概要	街頭犯罪多発地域に設置された防犯カメラの設置経費を補助する。				
23算定額及び積算	238,000千円(防犯カメラ1台あたりの補助率10/10 上限300千円) 補助額@300千円×792台=237,600千円				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%(上限300千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
無 <input type="checkbox"/>					
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終期	平成23年度(単年度事業)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、街頭犯罪発生件数の減少につながる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費については、防犯カメラの設置に要する費用とし、明確である。補助率は10/10であるが、設置場所については任意ではなく、街頭犯罪の発生状況により指定しており、本市重点施策である地域防犯対策事業(街頭犯罪の減少)に大きく寄与するため、妥当である。 なお、財源については、府支出金を充当する。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、街頭犯罪発生件数の減少が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募を行うので、交付先は適正に決定されることとなる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<p>街頭犯罪発生件数の減少及び政令指定都市における街頭犯罪発生件数ワースト1の返上</p> <p>平成19年:44,205件→平成20年:39,648件→平成21年:33,653件→平成22年:28,877件→平成23年:27,000件</p>
--------	---

(1) 補助内容

番号	2	所管	市民局市民部安全まちづくり担当		
名称	カーナビ用盗難防止ネジ取付費補助金				
交付先	カーナビ用盗難防止ネジの取付を行う事業者				
交付目的	部品ねらいの約半数を占めるカーナビの盗難防止対策として、盗難防止ネジの取り付け費用の一部補助を行い、地域におけるカーナビの盗難被害を未然に防止し、部品ねらいの減少を図る。				
事業の概要	カーナビ盗難防止ネジの取付費用の一部補助				
23算定額及び積算	カーナビ盗難防止ネジを取付ける事業者への補助 補助対象経費:2千円 補助額:@1千円×23,000台=23,000千円				
事業開始年度	平成23年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終期	平成23年度(単年度事業)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	経費の一部補助により、地域における防犯意識の高揚が図られ、街頭犯罪のうちの部品ねらいの発生件数が期待できることから、補助を行うに足る高い公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は取付けにかかる経費のみとし、補助率も1/2としており適切である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	ネジの取付けには専門の技術が必要であり、取付を行う各事業者はすでに各メーカーのネジを保有しているものの、ネジの普及率は低調であることから、補助によることが施策目的の実現に有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募の実施により、公平性を保ち、審査により交付先を適正に決定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<p>部品ねらいの発生件数の前年比減少及び街頭犯罪発生件数の政令指定都市におけるワースト1の返上 (参考 平成21年中の発生件数は部品ねらい:3,939件、街頭犯罪発生件数:33,653件) ※当該事業以外の他の防犯施策との相乗効果により、本市における街頭犯罪発生件数の減少につながるものとする。</p>
--------	--

(1) 補助内容

番 号	3	所 管	港区役所地域活動支援担当		
名 称	市民協働による港区の元気な地域づくり事業補助金				
交付先	小学校下での市民協働の取組みを推進する団体				
交付目的	港区内の小学校下における地域課題の解決に向けた地域独自の取組みに対して支援を行い、地域内での主体的な連携・協働を促進する。				
事業の概要	小学校下における地域課題の解決に向けた地域独自の取組み(新規・拡充)に対する補助金 補助限度額:200,000円 補助率:1/2 補助限度期間:3年(予定)				
23算定額及び積算	小学校下での協働の推進に向けた取組みに対する補助金 @200千円×5件=1,000千円				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	1/2	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
無	<input checked="" type="checkbox"/>				
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 ()		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業補助(その他)				
終 期	25年度(次回チェック年度)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	経費の一部補助により、小学校下における主体的な連携・協働が促進されることは、本市の今後の大きな施策の柱とされている「地域から市政を変える」具体の取組みであり、「地域主権」の確立につながる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	小学校下における主体的な連携・協働の促進に資するため、補助対象経費について、地域課題の解決に向けた地域独自の取組みにかかる経費とするとともに、補助率を1/2とし、補助限度期間を設定する。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	経費の一部補助を行うことで、小学校下における主体的な連携・協働の促進に資する。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募した団体に補助を行う。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	小学校下における主体的な連携・協働の取組み数
--------	------------------------

(1) 補助内容

番号	4	所管	港区役所 地域活動支援担当		
名称	港区地域活動協議会運営補助金				
交付先	地域活動協議会				
交付目的	地域の将来像を共有しながら地域活動や課題解決に向けて、小学校区等地域において市民の主体性のもと地域団体・企業等や多様な人材が集まる、地域活動協議会を市内全域に形成するために、その設立・運営、活動が軌道に乗るまでの初期段階において助成を行う。				
事業の概要	「地域活動協議会」の立ち上げ時及び初期期に、必要な備品、その他協議会運営に必要な経費を助成するため補助金を交付する。 補助期間:3年 補助対象限度額:1年目:30万円、2年目:20万円、3年目:10万円 補助率:100%				
23算定額及び積算	30万円×1地域=30万円				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	概算払い(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	団体運営費補助				
終期	平成25年度(次回チェック年度)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域活動協議会は、地域活動や課題解決に協働して取り組む地域運営のしくみであり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	地域活動協議会は、本市が地域に提案する地域運営のしくみで、地域にとっては新たに立ち上げるものであり、設立時における事務の環境整備や会議運営のための諸経費など多くの支出も見込まれ、財政基盤が脆弱な地域に負担感を強いることなく、形成を促進していくため100%補助とする。 また、地域活動協議会は、地域自ら運営していくものであることから、補助期間をその活動が軌道に乗るまでの初期段階(3年間、助成額は年毎に逡減)としていることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	「新たな市政改革」のもと、10年程度を視野に地域活動協議会の形成を促進していくこととすることから有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	地域活動協議会は、当該地域の全住民を対象として地域活動を行い、地域住民の誰もが活動に参加できることを要件としている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	会議開催数など
--------	---------

(1) 補助内容

番号	5	所管	天王寺区役所 市民協働担当		
名称	天王寺区地域活動協議会運営補助金				
交付先	地域活動協議会				
交付目的	地域の将来像を共有しながら地域活動や課題解決に向けて、小学校区等地域において市民の主体性のもと地域団体・企業等や多様な人材が集まる、地域活動協議会を市内全域に形成するために、その設立・運営、活動が軌道に乗るまでの初期段階において助成を行う。				
事業の概要	「地域活動協議会」の立ち上げ時及び初動期に、必要な備品、その他協議会運営に必要な経費を助成するため補助金を交付する。 補助期間:3年 補助対象限度額:1年目:30万円、2年目:20万円、3年目:10万円 補助率:100%				
23算定額及び積算	30万円×3地域=90万円				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	概算払い(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	団体運営費補助				
終期	平成25年度(次回チェック年度)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域活動協議会は、地域活動や課題解決に協働して取り組む地域運営のしくみであり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	地域活動協議会は、本市が地域に提案する地域運営のしくみで、地域にとっては新たに立ち上げるものであり、設立時における事務の環境整備や会議運営のための諸経費など多くの支出も見込まれ、財政基盤が脆弱な地域に負担感を強いることなく、形成を促進していくため100%補助とする。 また、地域活動協議会は、地域自ら運営していくものであることから、補助期間をその活動が軌道に乗るまでの初期段階(3年間、助成額は年毎に逡減)としていることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	「新たな市政改革」のもと、10年程度を視野に地域活動協議会の形成を促進していくこととすることから有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	地域活動協議会は、当該地域の全住民を対象として地域活動を行い、地域住民の誰もが活動に参加できることを要件としている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	会議開催数など
--------	---------

(1) 補助内容

番号	6	所管	東成区役所 地域振興担当		
名称	東成区地域活動協議会運営補助金				
交付先	地域活動協議会				
交付目的	地域の将来像を共有しながら地域活動や課題解決に向けて、小学校区等地域において市民の主体性のもと地域団体・企業等や多様な人材が集まる、地域活動協議会を市内全域に形成するために、その設立・運営、活動が軌道に乗るまでの初期段階において助成を行う。				
事業の概要	「地域活動協議会」の立ち上げ時及び初動期に、必要な備品、その他協議会運営に必要な経費を助成するため補助金を交付する。 補助期間:3年 補助対象限度額:1年目:30万円、2年目:20万円、3年目:10万円 補助率:100%				
23算定額及び積算	30万円×2地域=60万円				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	概算払い(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	団体運営費補助				
終期	平成25年度(次回チェック年度)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域活動協議会は、地域活動や課題解決に協働して取り組む地域運営のしくみであり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	地域活動協議会は、本市が地域に提案する地域運営のしくみで、地域にとっては新たに立ち上げるものであり、設立時における事務の環境整備や会議運営のための諸経費など多くの支出も見込まれ、財政基盤が脆弱な地域に負担感を強いることなく、形成を促進していくため100%補助とする。 また、地域活動協議会は、地域自ら運営していくものであることから、補助期間をその活動が軌道に乗るまでの初期段階(3年間、助成額は年毎に逡減)としていることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	「新たな市政改革」のもと、10年程度を視野に地域活動協議会の形成を促進していくこととすることから有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	地域活動協議会は、当該地域の全住民を対象として地域活動を行い、地域住民の誰もが活動に参加できることを要件としている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	会議開催数など
--------	---------

(1) 補助内容

番号	7	所管	鶴見区役所 区民企画担当		
名称	鶴見区地域活動協議会運営補助金				
交付先	地域活動協議会				
交付目的	地域の将来像を共有しながら地域活動や課題解決に向けて、小学校区等地域において市民の主体性のもと地域団体・企業等や多様な人材が集まる、地域活動協議会を市内全域に形成するために、その設立・運営、活動が軌道に乗るまでの初期段階において助成を行う。				
事業の概要	「地域活動協議会」の立ち上げ時及び初期期に、必要な備品、その他協議会運営に必要な経費を助成するため補助金を交付する。 補助期間:3年 補助対象限度額:1年目:30万円、2年目:20万円、3年目:10万円 補助率:100%				
23算定額及び積算	30万円×1地域=30万円				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	概算払い(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	団体運営費補助				
終期	平成25年度(次回チェック年度)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域活動協議会は、地域活動や課題解決に協働して取り組む地域運営のしくみであり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	地域活動協議会は、本市が地域に提案する地域運営のしくみで、地域にとっては新たに立ち上げるものであり、設立時における事務の環境整備や会議運営のための諸経費など多くの支出も見込まれ、財政基盤が脆弱な地域に負担感を強いることなく、形成を促進していくため100%補助とする。 また、地域活動協議会は、地域自ら運営していくものであることから、補助期間をその活動が軌道に乗るまでの初期段階(3年間、助成額は年毎に逡減)としていることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	「新たな市政改革」のもと、10年程度を視野に地域活動協議会の形成を促進していくこととすることから有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	地域活動協議会は、当該地域の全住民を対象として地域活動を行い、地域住民の誰もが活動に参加できることを要件としている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	会議開催数など
--------	---------

(1) 補助内容

番号	8	所管	計画調整局大阪駅周辺等開発担当			
名称	エリアマネジメント支援事業補助金					
交付先	大阪駅北地区先行開発区域民間事業者等					
交付目的	民間事業者等が中心となり実施するエリアマネジメント事業の初期段階に支援を行うことで、効果的な事業の推進・実現を図り、当地区における魅力ある持続的なまちの実現や、本市都市再生に資することを目的とする					
事業の概要	まちづくりに係る民間事業者等を対象とし、公民が連携して実施するエリアマネジメント事業の計画策定・社会実験等にかかる経費に対して2/3の範囲内(国・市)で補助を行う。					
23算定額及び積算	補助金額 6,000千円 = 補助対象額 9,000千円 × 補助率 2/3 (平成23年度予算)					
事業開始年度	平成23年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	2/3(国1/3)	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終期	平成25年度(次回チェック年度)					
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	当地区においては、まちづくり基本計画や都市計画においてエリアマネジメントの必要性が位置づけられており、本事業の推進により公共空間も含めたエリア全体において魅力ある持続的なまちの実現が図られることから、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象事業や補助率は、国の制度要綱・交付要綱に基づいており、妥当かつ明確なものとなっている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	本目的を達成するための国の制度は他になく、効果的に目的を実現するためには同制度の活用が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	国の制度要綱に基づく、事業目的、事業内容、地区要件に合致するものであり、かつ本市都市再生を図るにあたって効果が高い事業について決定しており適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	公民が連携したエリアマネジメント活動数(社会実験の実施数など)
--------	---------------------------------

(1) 補助内容

番 号	9	所 管	計画調整局科学技術振興担当		
名 称	環境・エネルギー関連技術の実用性検証支援事業補助金				
交付先	大阪地域における大学のうち、太陽光発電やリチウムイオン電池など、グリーンテクノロジーに関する研究・技術シーズを保有している大学				
交付目的	大学が有する優れた研究・技術シーズを発掘した上で、当該シーズに対して研究開発費(実用性検証にかかる経費)を補助し、産業界との本格的な共同研究が着手できる水準にまで引き上げることを目的とする。				
事業の概要	大学が有する優れた研究・技術シーズを対象とし、実用性検証にかかる経費に対して1/2の範囲内で補助を行う。				
23算定額及び積算	補助金額 20,000千円 = 2,000千円 × 10件 (補助率 1/2)				
事業開始年度	平成23年度	交付方法	概算払い(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	1/2	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
無	<input checked="" type="checkbox"/>				
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成25年度(次回チェック年度)				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	太陽光発電やリチウムイオン電池関連企業の集積に代表されるような、グリーンテクノロジー分野の大阪における優位性をさらに発展させるため、大学の持つ研究・技術シーズを企業との共同研究につなげることを目的に本事業を実施する。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	本市からの補助金を活用し、実用性を検証することによって、大学の保有する研究・技術シーズを企業との共同研究に発展させることが可能であり、そのために係る経費について実際に研究を行っている大学にヒアリング等を実施し、その結果を踏まえたものであり、金額について妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	大学が有する優れた研究・技術シーズを戦略的に発掘した上で、当該シーズに対して研究開発費(実用性検証にかかる経費)を補助することにより、当該シーズを産業界との本格的な共同研究が着手できる水準にまで引き上げ、将来的なイノベーションの創出に有効に寄与する。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	各大学からの推薦による公募によって選定するため公平性は確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	共同研究など大学と企業が連携した件数
--------	--------------------

(1) 補助内容

番 号	10	所 管	健康福祉局高齢者施策部高齢施設担当		
名 称	特別養護老人ホーム等施設内保育施設整備助成				
交付先	特別養護老人ホーム等の介護関連施設を運営する社会福祉法人				
交付目的	特別養護老人ホーム等の介護関連施設で雇用される職員が利用する施設内保育施設の設置を促進し、職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着を図る。				
事業の概要	施設内保育施設を整備する社会福祉法人に対して、国交付金基準額を上限に整備にかかる経費を助成する。				
23算定額及び積算	(10,000千円(施設整備)+3,000(初度設備))×2ヵ所=26,000千円				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100% (上限1施設13,000千円)	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
無 <input type="checkbox"/>					
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終 期	平成25年度(次回チェック年度)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	介護関連施設で雇用される職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着を図られ、利用者への処遇向上につながる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費や補助上限が国要綱において定められており、整備に必要な額を助成している。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	整備費用が高額であり、法人の自己資金のみでは整備が進みにくく、補助をすることにより施設内保育施設の設置が促進される。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	社会福祉法人すべてを対象としており、交付先については、外部委員で構成される法人選考委員会の審議を踏まえ決定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	施設内保育施設の整備箇所数
--------	---------------

(1) 補助内容

番 号	11	所 管	健康福祉局高齢者施策部いきがい担当			
名 称	菅原老人憩の家建設整備補助					
交付先	菅原老人憩の家建設委員会					
交付目的	菅原老人憩の家については、本市の施策により、現行施設の移転を行なわなければならない。常設老人憩の家は、高齢者に対し教養の向上、レクリエーション等のための場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的としており、今後も当該活動の場は必要であることから、建替整備を行う。					
事業の概要	菅原老人憩の家の建替整備にかかる経費を19,500千円を限度に補助(1回限り)					
23算定額及び積算	@19,500千円×1箇所					
事業開始年度	平成23年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	100% (上限19,500千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業補助(施設整備事業)					
終 期	平成23年度(単年度事業)					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	常設老人憩の家は、高齢者に対し教養の向上等の場所を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的としており、今後も当該活動の場は必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	老人憩の家の建設は、収益事業を行っていない地域住民で構成される老人憩の家建設委員会により実施されるため、当該団体は収益が無い団体であるため、補助率は10/10としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	当該団体は営利を目的としない任意団体であり、財源は地元町会費や地元寄付金などで賄われているが、社会経済情勢等厳しい折、寄付金集めなども限界があることから、補助金がなければ建設そのものが不可能となる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	当該補助金の交付先は、本市の施策等により移転が決定した施設となる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	移転後の老人憩の家の延利用人数
--------	-----------------

(1) 補助内容

番 号	12	所 管	健康福祉局健康推進部健康づくり担当		
名 称	健康増進活動事業補助金				
交付先	健康づくり活動を主目的として広く区民を対象とし「喫煙者の減少」、「肥満者の減少」、「運動習慣者の増加」の課題解消に向けた取り組みを行える住民で組織する団体				
交付目的	食生活の改善、運動の推進等により、生活習慣病等の一次予防を推進し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的とする。				
事業の概要	平成22年3月に公表した「大阪市民の健康指標」において重点的に取り組むべき課題とされた「喫煙者の減少」、「肥満者の減少」、「運動習慣者の増加」につながる活動に対して補助金を交付する。				
23算定額及び積算	273千円×1/2×48団体=6,552千円 〔喫煙者減少に関する取り組み 720千円、肥満者の減少に関する取り組み 3,240千円〕 〔運動習慣者の増加の取り組み 2,592千円〕				
事業開始年度	平成23年度	交付方法	概算払(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	1/2	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域の健康づくりを活動の主目的とした団体が行う補助金の交付目的を達成するための活動に補助することとしており、本市健康づくり施策にも寄与することが期待できる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	「大阪市民の健康指標」において重点的に取り組むべき課題とされた「喫煙者の減少」、「肥満者の減少」、「運動習慣者の増加」につながる活動に対して補助金を交付することとしており、また、補助率も対象経費の1/2以内としており適切である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	健康づくりの取り組みに関して行政では地域の隅々まで浸透させていくことは難しいことから、地域住民の身近なところで展開される活動を支援することで、健康指標の改善が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	一定の条件を設けたうえで、補助金交付先を公募する予定

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	各団体の活動実績 「喫煙者の減少」、「肥満者の減少」、「運動習慣者の増加」の各取り組みの実施回数及び参加者数
--------	---

(1) 補助内容

番号	13	所管	こども青少年局子育て支援部こども家庭支援担当		
名称	児童養護施設の小規模ケア化促進事業補助金				
交付先	大阪市が管轄する児童福祉施設				
交付目的	児童養護施設等のケアの小規模化を促進し、被虐待児等への効果的な対応により、入所児童の処遇向上を図ることを目的とする。				
事業の概要	府の安心こども基金(児童虐待防止対策緊急強化事業)を活用し、児童養護施設等の小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の新設にあたり、礼金補助及び初度設備購入費・建物改修費補助を行う。				
23算定額及び積算	礼金補助:500,000円×4箇所=2,000,000円 設備購入・建物改修補助:2,500,000円×4箇所=10,000,000円 ※上限額等は府要綱において未定				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%(府100%)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終期	平成23年度(単年度事業)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	被虐待児等処遇困難な入所児童の割合は年々増加しており、ケア形態の小規模化による処遇向上は、職員体制の整備や職員の処遇スキル向上とあわせて取り組むべき喫緊の課題である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	府の補助金交付要綱により、基準額の範囲内において100%補助を行うことが定められており、これに準じた取扱いを行っている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	補助にすることにより、対象事業の範囲内において、各施設が必要性を考慮し事業内容を選択することができる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付先は、大阪市の管轄する児童養護施設であって、小規模化により児童処遇の向上が見込まれる施設とする。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	本事業の実施により、各施設が積極的にケアの小規模化をすすめることが見込まれ、結果として小規模ケアを行う施設数が増え、本市施設全体の処遇が向上する。この施設数の増加により、本事業の効果を測定する。(平成23年度見込み:4箇所増加)
--------	--

(1) 補助内容

番号	14	所管	経済局企画担当			
名称	成長産業チャレンジ支援事業補助金					
交付先	市内中小企業若しくは市内中小企業を1社以上含む共同体					
交付目的	次代の大阪経済を牽引すると期待される成長産業分野(環境・エネルギー分野及び健康・医療分野)におけるロボットテクノロジーなど革新的な技術を取り入れた製品・サービスの研究開発から社会導入に至るまでの各段階において、研究開発等に対し補助金を交付することにより、中小企業の競争力強化、ひいては大阪地域の競争力維持・強化を図って行く。					
事業の概要	<p>・事業可能性検証支援: 企業等が構想している研究や製品開発の初期段階において、特許・市場等調査費、技術開発費等事業可能性の検証を支援。 補助率1/2、上限2,000千円まで補助。</p> <p>・リーディングプロジェクト支援: 成長産業分野の成長を牽引する研究開発費、実験実証費等を支援。 補助率1/2、上限30,000千円まで補助。</p> <p>・トライアル支援: 導入コストが大きく、性能・効果等に対する評価が定まっていない革新的な製品・サービスの導入費用面を支援。 補助率1/2、上限10,000千円まで補助。</p>					
23算定額及び積算	事業可能性検証支援 2,000,000円×10件=20,000,000円 リーディングプロジェクト支援 30,000,000円×3件=90,000,000円 トライアル支援 10,000,000円×3件=30,000,000円					
事業開始年度	23年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	50%(上限2,000千円、30,000千円、10,000千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終期	平成25年度(次回チェック年度)					
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	次代の大阪経済を牽引する成長産業分野に取り組む中小企業を積極的に支援する本事業は公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	市内中小企業等が成長産業分野に参入しやすい環境を整備するため「新技術・製品の実現可能性検証」「研究開発プロジェクト推進」「製品の試験導入」の各段階において経費を補助し、補助率についても補助対象経費の1/2以内としており適切である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	研究開発の初期段階から社会導入に至るまでの一連のプロセスのなかで、資金的な課題によりプロジェクトが滞ることが多い各段階において、その課題解決のために補助を行うことが最適であると認められる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、有識者から成る審査会により審査を行い、交付先を決定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象事業者に対し、補助により研究開発や製品普及がどの程度進捗したかなど事業化の促進の程度についてヒアリングを行う。
--------	---

(1) 補助内容

番 号	15	所 管	都市整備局企画部まちづくり事業企画担当		
名 称	まちなみ資源の再生・活用事業補助金				
交付先	歴史的建物業等の再生整備事業を行う建物所有者等				
交付目的	水と光の回廊エリア、大阪城・難波宮エリアなどの事業地区において、大阪の特徴的な歴史資産であり、近年、観光資源としても価値が再認識されつつあるレトロビル等の歴史的建築物を所有者等と協働して修復、再生しライトアップして、観光・文化等に活用することにより、都市居住地魅力を向上させるもの。				
事業の概要	まちなみ資源が集積する最も効果が期待できる事業エリア内において再生整備事業を行う歴史的建築物所有者等に工事費の一部を補助 ○補助対象の範囲:建築物等の外観部分について、再生基準に沿った整備をする工事費 ○補助の額:上記費用の1/2以内かつ別途定める限度額を上限とし、予算の範囲内				
23算定額及び積算	23年度 12,240千円 内国費6,000千円 建築物等の外観部分について再生整備基準に沿った整備に係る費用の1/2以内かつ別に定める限度額を上限 〔限度額:1件あたり600万円〕				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	通常払	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%(国25%)	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	個人				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成29年度(次回チェック年度:平成25年度)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	まちの魅力を高める資源である歴史的・文化的な価値のある建築物は、個人の所有であっても、まちなみを形成する重要な要素である。それらを保存・再生して、都市の魅力を高めるまちなみ資源として活用し将来に引き継いでいく必要があり、本市の施策上極めて重要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	修景事例等から限度額を設定のうえ、補助対象部分をまちなみに寄与する外観部分やライトアップ設備に限定していることから、当該経費等の設定は妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	歴史的建築物の維持、保全には多額の費用が掛かり、有効活用がされていないものも多い。このような歴史・文化的資源でもある建物の修復、再生に対して行政がインセンティブを与えることで、都市の魅力を高めるまちなみ資源としての活用を促進できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	近代建築等まちなみ資源が集積する、最も効果が期待できるエリアを設定したうえで、一定の基準を定めて公募し、本市の魅力向上に貢献する、歴史的、文化的にも価値の高いものを総合的な観点から選定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助制度により再生された歴史的建築物の実績数
--------	------------------------

(1) 補助内容

番 号	16	所 管	都市整備局企画部住宅政策担当		
名 称	エコ住宅購入融資等利子補給金				
交付先	一定の基準を満たしていることを大阪市が認定した「エコ住宅」をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得する者、又は、「エコ住宅」へ改修する者。				
交付目的	一定の基準を満たしていることを大阪市が認定した「エコ住宅」を取得する者、又は、「エコ住宅」へ改修する者に対して利子補給を行うことにより、省エネルギー・省CO2に配慮された住宅の普及を促進する。				
事業の概要	申込資格、対象住宅、対象融資の条件を満たした者に対し、融資額の償還元金残高(上限2,000万円/戸)を対象に、年0.5%以内の利子補給金を償還開始より5年間支給する。				
23算定額及び積算	各月の償還元金残高(約定日返済後)×0.5%[年払い/期間:2月～翌年1月末] 補助金額 1,150,000円(平成23年度予算)				
事業開始年度	平成23年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input checked="" type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	償還残高の0.5%以内	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	個人				
性質別分類	事業費補助(借入額の利子などの償還に対する補助)				
終 期	平成33年度(次回チェック年度:平成25年度)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	CO2排出量の削減が求められるなか、家庭部門でのCO2排出量は増加しており、戸建住宅やマンション等における省エネルギー化・省CO2化を促進する必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費を償還元金残高、利子補給率を、「融資利率-1.0%」とし、少なくとも1.0%は自己負担とするとともに、償還元金残高の上限を2,000万円/戸、利子補給率の上限を0.5%として、利子補給額の上限を設定している。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	住宅の誘導施策のインセンティブとしては、供給者への整備費補助も考えられる。しかし、購入者等へ直接支給される利子補給の方が、購入者等にとってメリットを実感しやすい方法であるため、供給者にとってより有効な販売促進ツールとなり、エコ住宅の認定取得意欲の向上に繋がりやすいと考えられる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	一定の要件を満たす者は利子補給を受けることができ、公平性は保たれている

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	利子補給のインセンティブ効果により、平成23年度から平成25年度までの3年間で、合計1,800戸の「エコ住宅」の認定を見込む。これにより、トータルで年間約610トン-CO2(杉の木が吸収するCO2に換算すると約4.4万本分に相当)のCO2削減が期待される。
--------	--

(1) 補助内容

番号	17	所管	都市整備局 まちづくり事業部 密集市街地整備担当		
名称	狭あい除却費補助金				
交付先	一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却を行う土地所有者等				
交付目的	地震時における老朽木造住宅の延焼や倒壊による道路閉塞の危険性を低減させるため、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」(以下「優先地区」という。)内で狭あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地所有者等が除却する場合、それに要する費用の一部について補助を実施する。				
事業の概要	一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する 補助対象者は民間老朽住宅の土地所有者等 限度額:集合住宅150万円 戸建住宅75万円				
23算定額及び積算	補助金額=(実際に除却に要する費用と解体建物延床面積×9,100円の低い方)×1/2				
事業開始年度	平成23年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	1/2(国 25%)	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	個人				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終期(年度)	平成25年度(次回チェック年度)				
公募	<input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	狭あい道路等に面した老朽木造住宅の除却が促進されることにより、地震時における地域の延焼危険度や道路閉塞の危険度が低減されるため、公益性が認められる事業である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国の制度である住宅市街地総合整備事業に基づき実施しているものであり、補助対象や補助率は国の基準の範囲内である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	市民の自己負担を軽減することにより、老朽木造住宅の除却が促進され、地域の防災性の向上が図られる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却については、申請により制度の適用を受けることができる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	本事業の適用により実施された民間老朽住宅の除却戸数 優先地区における不燃領域率 約35%(平成17年度)→40%(平成24年度)
--------	---

(1) 補助内容

番号	18	所管	港湾局 戦略港湾担当			
名称	阪神港モーダルシフト補助金					
交付先	補助要件を満たす輸送依頼者及び輸送事業者の連合体					
交付目的	国際コンテナ戦略港湾に選定された阪神港の具体的施策として、神戸市との連携により、内航フィーダー等、国内からのコンテナ貨物の集荷対策として実施する。					
事業の概要	<p>次の4つの事業により、阪神港を経由するコンテナ貨物について、輸送方法の転換や新規貨物及び貨物の増加に対し1TEU(20フィートコンテナ換算による個数)あたり2,000円(1事業あたりの上限1,000万円)を補助する。</p> <p>①海上モーダルシフト事業(コンテナ貨物を内航船・フェリー等を用いて海上輸送をしようとする事業)</p> <p>②鉄道モーダルシフト事業(海上輸送に供するコンテナ貨物の陸上輸送において、鉄道輸送をしようとする事業)</p> <p>③陸上輸送距離短縮事業(海上輸送に供するコンテナ貨物において、阪神港を利用することにより陸上輸送を短縮しようとする事業)</p> <p>④コンテナラウンドユース事業(海上輸送に供するコンテナ貨物の海上あるいは陸上輸送において、空コンテナの輸送を効率化しようとする事業)</p>					
23算定額及び積算	(積算)1TEUあたり2,000円×5,000TEU(上限)×8件=80,000千円					
事業開始年度	平成23年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	1TEU2,000円	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終期	国際コンテナ戦略港湾目標年度:平成27年度(次回チェック年度:平成25年度)					
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	集荷の促進は、国際コンテナ戦略港湾の実現を図る上で必要不可欠な施策である
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	輸送方法の転換による物流コストの負担増に対し、企業努力による削減効果も考慮し、補助率が最大でも半額程度になるよう設定した
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	短期間で集荷の促進を行うためには、輸送依頼者や輸送事業者に直接メリットを与えることが有効であり、同制度を実施している神戸市においても補助金による効果が上がっていることから、当該事業(補助金)は最適である。 神戸市実績(H21年度)コンテナ貨物個数通年換算 約22,183TEU
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助制度の適正実施を図るため、補助金交付要綱を定め、広く公募を行う予定

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	戦略港湾の目標年度である平成27年のコンテナ貨物の輸送量により効果を測定する。 (阪神港の外貿コンテナ貨物取扱量 約490万TEU(目標値))
--------	--